

会 議 録 第 2 号

1. 招集日時 令和2年3月3日(火) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 21名

- 1番 鈴木勝利君
- 2番 藤田尚美君
- 3番 秋山泉君
- 4番 長田麻美君
- 5番 山本伸子君
- 6番 守屋常雄君
- 7番 伊藤裕一君
- 8番 石原幸雄君
- 9番 柳井哲也君
- 10番 甲斐徳之助君
- 11番 池辺己実夫君
- 12番 加川裕美君
- 13番 北島登君
- 14番 杉森弘之君
- 15番 須藤京子君
- 16番 黒木のぶ子君
- 17番 諸橋太一郎君
- 18番 市川圭一君
- 20番 板倉香君
- 21番 遠藤憲子君
- 22番 利根川英雄君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 長	植 田 裕 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	藤 田 幸 男 君
環境経済部長	藤 田 聡 君
建 設 部 長	山 岡 孝 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	飯 島 希 美 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会事務局長	結 速 武 史 君
経営企画部次長兼 財 政 課 長	山 崎 裕 君
総務部次長兼 管 財 課 長	野 口 克 己 君
市民部次長	小 川 茂 生 君
保健福祉部次長兼 保 育 課 長	中 山 智 恵 子 君
保健福祉部次長兼 健康づくり推進課長	内 藤 雪 枝 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	根 本 忠 君
建 設 部 次 長	長 谷 川 啓 一 君
建設部次長兼 下 水 道 課 長	野 島 正 弘 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
教育委員会次長兼 教 育 企 画 課 長	吉 田 茂 男 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本仁君
庶務議事課長	野島貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田晴男君
庶務議事課主査	宮田修君

令和 2 年第 1 回牛久市議会定例会
一般質問発言事項一覧表（通告順）

質問議員名	質問事項	要 旨	答 弁 者
<p>1. 秋山 泉 (一問一答方式)</p>	<p>1. 青少年文化芸術活動事業</p> <p>2. 市民通報システム</p> <p>3. おくの義務教育学校</p>	<p>1. 令和 2 年度の演目について伺う。</p> <p>2. 演目を決める基準について伺う。</p> <p>3. 今後の事業展開について伺う。</p> <p>1. 平成 3 1 年第 1 回定例会での質問に対して、検討していくとのご答弁をいただいたが、その後を伺う。</p> <p>2. L I N E を活用したシステムの必要性について伺う。</p> <p>1. 公立小学校の場合、6 年生はあらゆるイベントの中心的存在で活躍する場面が多い。また、卒業式も催される。しかし、義務教育学校の新 6 年生は 9 年制のため公立小学校 6 年生とはちがう。どのように対策を講じていくのか。</p>	<p>市長 教育長 関係部長</p>
<p>2. 柳井 哲也 (一問一答方式)</p>	<p>1. 小中学校芸術鑑賞会について</p> <p>2. ひたち野西隣接市街化調整区域の宅地化策について</p>	<p>1) 能狂言の鑑賞について、小学生と中学生のローテーションはどのようになっているのか。</p> <p>2) 演目等の決め方はどのようにしているのか。</p> <p>3) 能狂言をセットにはできないのか。</p> <p>1) 調査の進捗状況</p> <p>2) どのような手法で進めていくのか。</p> <p>3) 多目的広場をつくるべきと考えるが。</p> <p>4) ひたち野生涯学習センターは如何か。</p>	<p>市長 教育長 関係部長</p>

	3. エスカード牛久ビル空洞化の対策について	<p>1) 商業部分の進捗状況</p> <p>2) 4階部分について どのような人選で準備を進めているのか。</p> <p>①美術館としても使える、資料館としても使える、又、講座や勉強会をすることもできるような施設を提案するが、如何か。</p> <p>②施設の名称は、公募の方法により決めていくべきと考えるが。</p>	
3. 甲斐 徳之助 (一問一答方式)	<p>1. 地域循環型電子マネー付きポイントカードの導入の検討について</p> <p>2. 公共交通の現況確認と今後</p>	<p>1) 国の消費者還元事業については本市では何か取り組んだか。</p> <p>2) 高齢者の安否確認見守りはどうしてきているか。</p> <p>3) 子どもたちについてはどうか。</p> <p>4) ハートフルクーポン券や、うれしくてカードのこれまでの利用率や成果は。及び年間の事業予算は。</p> <p>5) 第三セクター「牛久シャトー株式会社」を設立しオエノンホールディングスから借り受けるということは今後、本市も観光事業に参入していくと思われるが集客の対策はどのように考えているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理部署は ・補助団体の設立 ・コンサルタント <p>1) パークアンドライド制度の導入の考えは。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未利用地の利活用 ・バイパス開通に連動した開発行為の考えは <p>2) 観光ルートのお考えは。</p> <p>(うしくあみ斎場経由牛久大仏～アウトレット方面循環バス)</p> <p>観光利用のある時間帯に</p> <p>3) 拠点バスターミナルはどこを検討しているの</p>	市長 関係部長

		か。	
4. 山本 伸子 (一問一答方式)	1. 新年度の組織改編について	(1)牛久シャトー(株)の事業計画と経営方針について伺う。 ○直営事業とテナント事業 ○滞在型観光施設の具体策 (2)第三セクターの支援をする新部署について伺う。 ○エスカード牛久ビルと牛久シャトーの支援のあり方 ○プロジェクトチームの具体的な役割 ○市民の意見の集約の方法 (3)防災に特化した課の新設について伺う。 ○防災に対する市民との情報の共有	市長 副市長 教育長 関係部長 関係次長
	2. 新年度からのフレイル健診の導入に向けて	(1)導入に向けての具体的な取り組みについて伺う。 (2)健診結果を受けての改善指導について伺う。 (3)牛久小地区社協で行われた認知症フレイル対策の取り組みの成果について伺う。 (4)介護予防、病气予防の国からの交付金について伺う。	
	3. 新年度からの児童クラブについて	(1)現在の支援員の体制と職員配置基準緩和についての対応について伺う。 (2)会計年度任用職員制度への移行に向けて、支援員の待遇について伺う。 (3)児童クラブが安心、安全な場であるための取り組みについて伺う。 (4)今後の児童クラブの運営について伺う。	
5. 黒木 のぶ子 (一問一答方式)	1. 空き家対策について (1)特定空き家に認定する場合の一定要件	①空き家対策特別措置法の施行後、所有者等へ除却修繕などの措置をとることの助言や指導、勧告命令ができるが、特定空き家に認定される判断基準	市長 関係部長

	<p>(2) 空き家増の防止策</p> <p>2. 児童虐待について</p> <p>(1) 平成30年度の関係機関と連携した延べ件数2,912件の内容</p> <p>(2) 虐待された児童を養育する環境整備</p>	<p>については。</p> <p>①住宅の購入時に除却費用の積み立て、又は固定資産税への上乘せ等の義務化</p> <p>②アドバイス等々の空き家相談窓口の常設（土、日を含め）</p> <p>③所有者不明防止のために相続者の申告や、高齢者の施設入所の住所提出の条例化</p> <p>④空き家の活用推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年末までの時限措置で譲渡所得税が軽減されるのでリフォームして売り出すための市としてのアドバイスは。 ・福祉施設等の活用 ・リバースモーゲージの現状 <p>①1人が相談した回数と内容。</p> <p>②児童相談所と連携した335件のなかで保護した件数と、事件化した件数。</p> <p>③学校での相談された虐待と相談件数618件の相談内容。</p> <p>①令和2年度に虐待児童に対し、必要な支援拠点を教育と福祉との連携で強化する内容</p> <p>②里親、特別養子縁組の推進。</p>	<p>市長 教育長 関係部長</p>
<p>6. 鈴木 勝利 (一問一答方式)</p>	<p>1. 就職氷河期世代への支援について</p> <p>2. 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）と</p>	<p>(1)本市の支援対象者</p> <p>(2)本市の取り組み</p> <p>(3)取組における課題</p> <p>(4)「地域就職氷河期世代支援加速化交付金」の活用</p> <p>(5)ひきこもり支援や生活困窮者自立支援の観点から</p> <p>(6)本市職員としての中途採用の取り組み</p> <p>(1)協議会委員の人数・構成・任命時期・任期・報酬</p>	<p>市長 副市長 教育長 関係部長</p>

	<p>地域学校協働活動の現状と課題、今後の展望について</p>	<p>(2) 協議会開催の場所・時期・回数 (3) 協議会の協議内容・決定事項 (4) 協議内容・決定事項の周知の時期・方法 (5) 有効な実施事例 (6) 「いじめ」「不登校」「児童虐待」「校内暴力」「学級崩壊」「理不尽なクレーム」等の協議事例 (7) 地域学校協働活動推進員の人数・経歴実績・委嘱時期・任期 (8) 推進員の身分・報酬・費用弁償 (9) 地域学校協働本部の整備状況 (10) 推進員と地域活動協働本部の関係性 (11) 学校運営協議会と推進員・地域学校協働本部との関係性 (12) 地域学校協働活動の主な事例 (13) 学校運営協議会制度や地域学校協働活動の今後の展望</p>	
<p>7. 杉森 弘之 (一問一答方式)</p>	<p>1. 公共交通</p>	<p>(1) 公共交通の 2018 年度の変化 ・ 民間の路線バスの路線数と便数、乗客数、補助金 ・ 稲敷エリア広域バスの変化と今後の見通し ・ かつば号の路線数と便数、乗客数、費用、一人当りの運行経費 ・ 福祉巡回バスの路線数と便数、乗客数、費用 ・ 空白地有償運送、福祉有償運送、ボランティア移送サービスの登録者数、車両数、利用件数、運転手数 (2) デマンド型交通事業化計画の進捗 ・ 現段階の進捗状況と推進体制 ・ 想定移動人数 11,369 人 (2018 年) の根拠と費用</p>	<p>市長 副市長 関係部長</p>

	2. 学校給食について	<p>の想定、公共交通における空白の地域と時間への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西部地域と東部地域への対応策 ・運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度、車両、予約期限、事前会員登録の有無など ・直営か委託か、委託先、これまでのボランティアによる運送との連携、他自治体との連携 <p>(1)食材の調達</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地場産物の活用 ・放射性物質検査などの安全対策、有機農産物の割合 ・納入業者の納入平準化 <p>(2)調理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全管理 食中毒や労働災害の発生も含め ・廃棄物ゼロ ・委託業者 <p>(3)給食費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月額、年額、給食費未納者数と割合 ・就学援助の給食費減免措置の実数と割合と必要予算 ・無償化と県内の無償化自治体、無償化の必要予算 	
8. 池辺 己実夫 (一問一答方式)	<p>1. 女化運動広場施設の整備拡充について</p> <p>2. 想定を超える防災対策について</p>	<p>(1)女化運動広場の利用状況について</p> <p>(2)女化運動広場施設の整備拡充に関する市民からの要望について</p> <p>(3)今後の対応について</p> <p>(1)これまで想定していた災害の規模について</p> <p>(2)防災対策に関する新組織について</p> <p>(3)想定を超える災害への新組織による防災対策の活動について</p>	市長 教育長 関係部長
9. 須藤 京子 (一問一答方式)	1. 令和2年度予算について	(1)市長公約の実現に向けた取り組みと新年度予算 ・フェーズが移行したエ	市長 副市長 教育長

	<p>2. 健診・レセプトデータを活用した医療費適正化及び保健事業の取り組みについて</p>	<p>スカード牛久ビル・牛久シャトーの復活へのシナリオ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財源の確保と「挑戦」「飛躍」に向けた事業の選択・集中 ・会計年度任用職員制度開始による財政的影響 <p>(2) 今後の税込見直しについて</p> <p>(1) 医療費適正化の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・KDBシステムによるレセプト点検効果 ・ジェネリック医薬品の使用促進 ・頻回受診者・重複受診者の抽出と対応 <p>(2) 疾病管理と重症化予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプトデータによる医療費分析 ・対象者リストアップと訪問指導等の取り組み ・糖尿病性腎症重症化予防・ハイリスク未治療者対策等の取り組み <p>(3) KDBシステム活用によるデータヘルス計画の評価と見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データ等を基にした年度毎の評価と進捗管理 ・令和2年度のデータヘルス計画の中間見直し <p>(4) 特定健診・特定保健指導</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査等基本指針における市の達成状況 ・特定保健指導及びそれ以外の保健指導対象者への支援 <p>(5) 医療・介護との連携</p>	<p>関係部長</p>
<p>10. 長田 麻美 (一問一答方式)</p>	<p>1. 新型コロナウイルス感染拡大防止の対応について</p> <p>2. 牛久シャトーの復活に合わせたトータル的な観光戦略を</p>	<p>(1) 指定感染症について。</p> <p>(2) 対応の現状について。</p> <p>(1) 観光戦略の一環として、道の駅の新設をしてはどうか。</p> <p>(2) 牛久シャトーの復活に合わせ隣接する市役所の外壁を牛久シャトーのイメージに合わせるべきだと</p>	<p>市長 副市長 教育長 関係部長</p>

		<p>考えるがどうか。</p> <p>(3)牛久大仏・道の駅・牛久シャトーの3カ所を観光周遊コースと位置付けてはどうか。</p>	
11. 藤田 尚美 (一問一答方式)	<p>1. あいサポート運動について</p> <p>2. 学校における働き方改革の推進について</p> <p>3. いじめ防止対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の配慮や特性についての理解を深めることについてどのように取りくんでいるか ・学校現場での福祉教育 ・あいサポート運動の導入の考え ・在校時間の適正な把握 ・学校管理規則において具体的な上限を明記する準備は ・来年度、具体的な支援の考え ・認知件数 ・相談内容 ・相談できずに悩んでいる児童生徒の変化をどのようにキャッチしているのか ・スクールロイヤー制度の考え 	市 長 教 育 長 関 係 部 長
12. 加川 裕美 (一問一答方式)	<p>1. 市の役割と教育環境について</p> <p>2. デマンド型交通について</p>	<p>1) 公立幼稚園の現状と展望</p> <p>2) 認可外幼稚園における幼児教育無償化対象外家庭への市の独自支援について</p> <p>3) 教員の働き方について</p> <p>1) 今秋より導入予定の市のデマンド型交通について</p>	市 長 教 育 長 関 係 部 長 市 長 関 係 部 長
13. 北島 登 (一問一答方式)	<p>1. 危険なブロック塀等の改修補助制度について</p> <p>2. 牛久シャトーの</p>	<p>1) 通学路などの危険なブロック塀等の危険個所を把握しているか</p> <p>2) 国、県の助成制度はどんなものがあるか</p> <p>3) 近隣自治体の助成制度</p> <p>4) 児童の安全確保のために助成制度をつくる</p> <p>1) 再開はいつ頃としてい</p>	市 長 関 係 部 長

	経営計画について 3. 公園整備について	るのか リニューアルオープンイベントの計画は 2) 営業収支計画について 3) 市としての関与と支援 市民への広報、宣伝 観光振興 1) 特色ある公園づくり 世代ごとに合わせて 2) バリアフリー化 3) トイレの設置	
14. 遠藤 憲子 (一問一答方式)	1. 学校給食の充実について 2. 牛久市営住宅について	1) 地産地消を進めてきた 学校給食の現状と今後の見通し 2) 自校式炊飯の状況と今後の計画 3) 給食室のドライ化について 4) 給食費の無償化について 1) 基本構想が 2018 年に示されたが、2020 年度はどこまで。進捗状況と今後は 2) 市営住宅入居時の連帯保証人について	市長 教育長 関係部長
15. 利根川 英雄 (一問一答方式)	1. 教育委員会と学校の危機管理について 2. 行政区と自治会 3. 公共交通かっぱ号の充実	・ 1 2 月以降の経過と今後の方針 ・ 学校給食の異物混入とその後の対応 ・ 市の考え方 ・ 行政区、自治会への仕事量減 ・ 広報紙配布の完全ポスティング ・ 広報紙等への広告掲載 ・ 来年度の計画と今後の方針	市長 教育長 関係部長
16. 守屋 常雄 (一問一答方式)	1. 旧市街の空き巣及び自動車等の盗難被害が後を絶たない。昨年からみどり野地区、東みどり野地区でも被害が多発してい	(1)牛久市青色防犯パトロールや消防団の巡回等は実施されているし、各自治会の青色防犯パトロール等も数の大小は別として実施しているがどの位の抑止力が有るのか。	市長 副市長 教育長 関係部長

	<p>る。対策としては。</p> <p>2. 下町ポンプ場付近の調整池の更なる排水能力アップについての考えは。</p>	<p>(2)あらゆる機会を利用して牛久警察が中心になり、住宅侵入を防ぐ盗難防止の色々なアイテムの紹介や犯人の手口等と住民の方々が団結してパトロール隊を結成する必要性等を含めて、何回も講習とロコミで教育する必要があると思うが。</p> <p>(1)市道1285号線の雨水管の能力は昨年10月24日の豪雨でもびくともしない強さを実証できた。市の努力の結果である。しかしながら調整池の貯留量は心配である。向台地区や神谷等は今後の住宅増加で流入が増える可能性が有ると思う。更なる強化策を伺いたい。</p>	
17. 伊藤 裕一 (一問一答方式)	<p>1. 市街化調整区域に於ける開発行為について</p> <p>2. 業務自動化について</p> <p>3. 国道6号牛久土浦バイパス及び市道23号線について</p>	<p>①賃貸借による介護施設への用途変更</p> <p>①本市のロボットによる業務自動化(RPA)取り組み状況 ②代表的事例である、住民対応、保育所入所手続き、税務への活用の考え</p> <p>①国道6号牛久土浦バイパス及び市道23号線の進捗状況を伺う ②市道23号線沿線の土地利用 ③交通安全対策</p>	市長 副市長 関係部長
18. 市川 圭一 (一問一答方式)	<p>1. 一人残らず質の高い学びを保障する学校づくり</p> <p>2. 牛久市の農業</p>	<p>(1)学習指導要領の改訂に伴う牛久市の学校教育指導方針について。 (2)外国人児童、生徒への指導について。</p> <p>(1)農業政策について。 (2)市内の主な生産物。</p>	市長 副市長 教育長 関係部長

令和2年第1回牛久市議会定例会

議事日程第2号

令和2年3月3日(火) 午前10時開議

日程第1. 一般質問

午前10時00分開議

○議長(石原幸雄君) おはようございます。

10番甲斐徳之助君より遅参の申し入れがありました。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

去る2月28日に設置されました予算特別委員会の正副委員長互選の結果について、報告をいたします。

予算特別委員会委員長に黒木のぶ子君、副委員長に須藤京子君がそれぞれ互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の通告者は18名であります。通告順に従って質問を許します。

ここで、質問者並びに答弁者に申し上げます。一般質問は内容を的確に捉え、明瞭簡潔にされるようお願いいたします。

○

一般質問

○議長(石原幸雄君) 初めに、3番秋山 泉君。

[3番秋山 泉君登壇]

○3番(秋山 泉君) 皆様、おはようございます。公明党の秋山 泉でございます。

これより、通告に従いまして一般質問を行わせていただきますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

まず初めに、青少年の文化芸術活動事業についてお伺いいたします。

平成13年12月7日に文化芸術振興基本法が施行され、その中に学校教育における文化活動の充実を掲げ、第24条には、国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の施策を講ずるものとするものとあります。

平成29年、文化芸術振興基本法の一部を改正する法律が法律第73号として公布、施行さ

れました。第24条、学校教育における文化芸術活動の充実においても、文化芸術団体を文化芸術活動を行う団体と改正しましたが、内容は同じであることを把握しております。

重点的に取り組む施策として、できるだけ幼い子供から若者までを対象として、子供の発達の段階に応じて多彩なすぐれた芸術の鑑賞、伝統文化や文化財に親しむ機会を充実する、また文化芸術に関する体験ワークショップを通じたコミュニケーション教育を初め、学校における芸術教育を充実するとあります。そして、初等中等教育から高等教育までを通じて、歴史、文化、伝統に対する機会を深め、尊重する態度や文化芸術を愛好する心情を涵養し、豊かな心と感受性を持った人間を育てることを目的としております。

本市においての小中学校芸術鑑賞会事業は、平成23年度から小学校5年生と中学2年生を対象に、学習の一環として日本古来の伝統芸術を実施しております。目的としては、次代の芸術文化の担い手である市内在学の小中学生を対象とし、心豊かな青少年の健全育成に資することとしてあります。

これまで本市では、能、狂言、歌舞伎を上演してきましたが、令和2年度の催しの演目についてお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

令和2年度につきましては、今年度同様、小学生を対象に、うしく現代美術展鑑賞会、中学2年生を対象に狂言ワークショップの実施が決定しております。

小学生対象のうしく現代美術展鑑賞会につきましては、令和2年、ことし12月1日から3日までの3日間、展覧会開催期間中に中央生涯学習センターで開催いたします。参加学年は自由としまして、学校行事や授業内容などの兼ね合いを考えまして、学校側に選択をさせていただいております。

中学2年生対象の狂言ワークショップにつきましては、11月17日から20日までの4日間、各学校を回る形で開催いたします。狂言の体験のほか、盆山と棒縛りの2演目を実施する予定であります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） ただいまの御答弁では、今年度同様とございました。ということは、ちょっと私の認識不足で大変申しわけないんですけども、今年度も小学5年生の舞台鑑賞はなかったということよろしいでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

今年度からは、中学生には芸術鑑賞会という形、そして小学生に対しては現代美術展の鑑賞

会ということで行っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） それでは、小学5年生の舞台鑑賞会がなくなった理由をお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

小学生対象の鑑賞会は、昨年度まで小中学校芸術鑑賞会とうしく現代美術展小中学校鑑賞会の2つの事業を実施しておりました。これが、うしく現代美術展鑑賞会のみとなった理由につきましては、小中学校芸術鑑賞会とうしく現代美術展鑑賞会の2つの事業につきましては、内容は異なるものの、すぐれた芸術作品に触れる機会を提供し、青少年を育成するという同一の目的を持った事業と言えます。さらに、文化芸術振興基本計画に基づきます育成事業の趣旨あるいは授業時間の確保などを踏まえた結果、今年度より統合する運びとなったところであります。

これまでの小学校と中学校を分けた考え方ではなく、小中学校9年間の中で両方を経験することができるよう、今年度より、小学生対象にうしく現代美術展鑑賞会、中学2年生を対象に芸術鑑賞会を実施いたしまして、歴史、文化、伝統に対する理解を深め、豊かな心と感受性を持った人間を育てることを目的の事業として実施しております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） 今の御答弁で、統合というお言葉が出てきました。このうしく現代美術展鑑賞会、小中学校鑑賞会というのはこれまでもあったわけで、ということは一つの事業を統合するというのではなくて、小学校5年生の鑑賞会の事業をなくすということによろしいですね。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） それぞれ2回ずつ行っていたものを、なくしたということでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） 私のほうに、教員が生涯学習センターまで引率するのが非常に大変だからなくしたなんていう、そんなうわさも耳に入っていますので、それはちょっとつけ加えておきます。

次に、演目を決める基準についてお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） お答えいたします。

演目を決める基準であります。公演内容や演目につきましては、家庭では鑑賞する機会の少ない作品で、多感な子供たちの心に生涯を通じて深い思い出として残ることや、国際化が進む現在におきまして、自国の伝統文化を知り、学べることを主眼に置いております。また、学校教育の一環ということを踏まえ、遊べて楽しかったということだけでは終わらないことも考慮しております。

選定につきましては、学校関係者、学識経験者で構成されている小中学校芸術鑑賞実行委員会で、さきに申しあげました基準を踏まえまして、学校との連携を図りながら進めております。数ある日本の伝統芸能から、今の子供たちにどのようなものを見せるべきか、さまざまな立場から御意見をいただき、子供たちにとってよりよい経験となるよう努めております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） 今回の次長の御答弁では、家庭では鑑賞する機会の少ない作品で、多感な子供たちの心に生涯を通じて深い思い出として残るもの、また自国の伝統文化を知る、子供たちにとってよりよい経験となるように努める、そのような御答弁をいただきました。

それならばなおさら、しつこいようですけれども、なおさら一つの事業をやめるという方向性はいかがなものかと思いますが、その点についていかがですか。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長飯野喜行君。

○教育委員会次長（飯野喜行君） 先ほども御答弁申し上げましたように、芸術鑑賞会をそれぞれ小学生と中学生2回行ったり、あるいは美術鑑賞会のほうを2回行ったりということでありまして、その実行委員会の中では、学校の授業時間のある程度厳しくカリキュラムを組んでいるところをその時間に当てる、生涯学習センターまで子供たちを運んで対応する、そういった部分がなかなか難しいという意見と、あるいはバスで送る経費の問題ももちろんあります。

もう一つは、子供たちにすぐれた芸術、伝統芸能を見せたいという思いと、それぞれありまして、苦渋の決断といえますか、今回はそれぞれ1回ずつというところで実施したということでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） それでは、この事業は平成21年度より実施されており、23年度からは小学5年生と中学2年生を対象に学習の一環として日本古来の伝統芸術の鑑賞会を実施してまいりました。日本古来の伝統芸術に固執するのではなくて、いろいろなジャンルの鑑賞会も子供たちの感性を育てる一助になると私は考えます。今後、この事業をどのように展開されていくのか、お伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 今後の事業展開につきましては、今年度より小学生対象にはうしく現

代美術展鑑賞会を、そして中学2年生対象には芸術鑑賞会を開催しております。

令和2年度の芸術鑑賞会は、実行委員会において、能や狂言、そして落語、雅楽、演劇、和太鼓などの候補の中から演目を選定いたしました。

最近では、テレビやインターネットを通じて簡単にさまざまなものに触れることができる時代になっておりまして、このような時代だからこそ、実際の息遣いや緊張感を味わうことができる機会を失ってはいけないと考えております。

小中学校芸術鑑賞会は、小中学生のうちに生の文化芸術に触れることができるとも貴重な機会でありまして、来年度からは狂言ワークショップを決定いたしました。今後とも鑑賞会が子供たちにとってよい経験になるよう慎重に事業を進めてまいりたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） このような時代だからこそ、実際の演技を見て、気遣いや緊張感を感じる機会を失ってはいけないと考えている、そのように市長からも御答弁を頂戴いたしました。そうであるならば、なおさらやめるべきではないかなと思っています。

私は、東京生まれの東京育ちです。この1964年から2013年まで、全国各地で日本生命が主催する子供のミュージカルというもの、日比谷の日生劇場ができたときにこの事業を日本生命が実施して、無償で都内の小学校6年生を日生劇場に招待して、子供のミュージカルを見せるという事業がありました。私も小学校6年生のときに劇団四季のミュージカルを見て、今でもやはり鮮明に覚えています。それで、私はこれをやりたいと、そこで夢を持ちました。そして、6年後に私はオーディションを受けて劇団四季に入団し、そして子供たちに今度は見せる側として舞台上で演技をしました。子供たちには多くの可能性が秘められています。いろんな種を持っています。その可能性の種に水をやり、肥料をやり、太陽を浴びせ、温かく見守っていく、そのような役割が大人にあると私は思っています。

今回はという御答弁もありましたように、今後、事業をなくす方向ではなくて、検討をぜひしていただきたいと切に希望して、この質問は終了させていただきます。

次に、LINEを活用した市民通報システムについて伺います。

この案件については、平成31年第1回定例会において取り上げさせていただき、既に兵庫県の芦屋市、神奈川県座間市、大阪府富田林市、四条畷市など、スマートフォン、無料スマホアプリを活用している自治体を紹介させていただきました。そのときの市長の御答弁では、活用の実績も少ない状況ではあるが、LINEはスマートフォンを所有している方にとって普及率の高いアプリケーションである。他市の通報システムの活用状況や問題、課題について調査し、導入の可否も含め検討していきたいとのことでございました。

福岡市においても、スマートフォンアプリケーションLINEを活用して、市が管理する道

路、河川、公園の傷みなどの情報提供を市民の皆様から受け付けています。LINEで位置情報、画像、詳細情報を送信すると、担当課が受信し、現場を確認します。市の管理物であった場合には、緊急性が高い場合は補修対応し、緊急性が低い場合は経過観察をします。もし市の管理物でなかった場合は、必要に応じて管理者に情報を提供するという事になっています。

私も車で走行中、道路の陥没を発見した場合、役所に行けない場合は担当課に連絡をしますが、なかなか現場の特定に時間がかかる場合があり、被害状況にしても的確に伝えることが困難だと思っています。よって、できるだけ現場写真を撮り、地図をコピーし、担当課へ出向き、お知らせをするようにしています。これらのことが無料スマホアプリLINEを使用することで、GPSにより現在地が把握でき、写真を撮り送信することで、現場の現状が把握できる。よって、的確明瞭に相手に伝わる。こんな便利なことはなく、担当課も現場を確認に行く手間が省け、スピード感を持って対処できると考えますが、本市のお考えをお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長野島正弘君。

○建設部次長兼下水道課長（野島正弘君） 市民通報システムにつきましては、前回の答弁のとおり、他市の通報システムの活用状況や課題等について調査検討してまいりました。

まず、既に導入している自治体の現在の状況でございますが、LINEの登録者数はふえているものの、道路ふぐあいの通報件数については、月平均で四条畷市が3件、富田林市が1件と通報件数が少なく、芦屋市も昨年度は30件あったものが今年度13件と減少しており、いずれの市でも多くの情報が収集できているとは言えない状況と思われまます。

さらに、通報システムを導入するに当たっては、サーバーの環境整備、自動応答のシステム化などの費用が必要となります。また、本市においては、行政区や近隣住民など多くの方からの通報やパトロールによる道路補修を年間約500カ所ほど実施しており、今年度につきましては通報に対し迅速な対応に努めてきた結果、タイヤパンク等による損害賠償が発生していない状況となっております。

これらを総合的に見ますと、LINEを活用した市民通報システムについて、現段階では早急な導入の必要性は高くないものと考えております。しかしながら、御質問にありましたように、新たに福岡市なども導入している状況もございますので、今後も引き続き他の自治体の動向を見てまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） 今や私たちの生活に欠かせないのがスマホでございます。そのスマホも、2020年春から順次、5G、第5世代通信が現実化され、大きく私たちを取り巻く環境も変化をしていきます。市民のニーズに合った事業展開が今後も期待されると考えますが、通報システムにかかわらず無料アプリを活用するシステムの必要性についてはどのような考えを

持っているか、お伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 市長公室長吉川修貴君。

○市長公室長（吉川修貴君） 5Gと呼ばれる第5世代通信の整備につきましては、政府の進める成長戦略に上げられておりまして、現在2020年度末までに国内全ての都道府県での5Gサービス開始に向けた情報通信インフラの整備が順次進められているところでございます。

5Gは、現世代の4Gに比べまして、通信速度がおよそ20倍で、大容量のデータ送信を実現し、さまざまな分野で革新的なサービス提供が期待され、例えば会場警備や遠隔医療、自動運転システムなどへの活用が検討されております。

こうした情報通信環境の整備拡充と、パソコンやスマートフォンなどの情報端末の普及が進んだ結果、市民生活の利便性の向上が図られ、ライフスタイルそのものにも大きな変革をもたらしていると言えます。特に、普及率の高いスマートフォンは多くのアプリケーションソフトの開発が進んだことによりまして、多種多様なサービスの利用が可能となり、汎用性に富んだ情報端末としてますます多機能化しております。

本市では、LINE、Facebook、Twitterなどのアプリを利用した情報発信を実施しておりますが、サービス利用者がメール配信サービスかっぱメールに比べ少ないことから、現在、内容の充実と登録者をふやすための周知に力を入れているところでございます。

アプリにつきましては、情報発信だけでなく、先ほどの御質問にもございましたように、道路補修や災害時の被災状況などの情報収集、GPSとの連動による観光スタンプラリーや名所紹介などのサービスを実施している先進自治体の例もございます。

今後、アプリを利用した新規サービスの導入につきましては、引き続きアプリの特性を調査研究するとともに、先進自治体の導入事例と運用状況を検証することで見きわめてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） それでは、最後の質問に移らせていただきます。

おくの義務教育学校についてお伺いをさせていただきます。

令和2年4月に開校するおくの義務教育学校は、小学1年生から中学3年生までの9年間を一つの学校として、一人の校長先生のもと、9年間の系統性を確保した教育活動を行います。これにより、9年間を通して学びが継続すること、小学生から部活動の練習に参加ができること、教科担任制が実施しやすくなり中1ギャップが緩和されること、多様な異学年交流学习が展開できるとのメリットもうたっています。

しかし、新6年生になる保護者からは、これまで6年生になるといろいろなイベントの中心となり、下級生をリードする役割を期待され、活躍する場面が多く見られる。いよいよ自分の

子供がその立場となり、1年間大きく成長する姿を見ることができると思ったのに、それがなくなるというのが非常に残念でならない、そういうお声が私のもとに届いています。

義務教育学校になったので、全て新体制に移行するというのではなく、6年生の役割や卒業式にかわるものなどの対策を講じているのか、御所見をお伺いいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長吉田茂男君。

○教育委員会次長兼教育企画課長（吉田茂男君） 令和2年4月に開校するおくの義務教育学校は、1年生から9年生までの学校となりますので、6年生時での卒業式はなくなります。

しかしながら、近隣市町村での先進事例を見ますと、9年間の義務教育学校での学びを、前半6年間の前期課程と後半3年間の後期課程とに分けて、6年生の前期課程を終了した時点で区切りとしての式典を行っている例があります。このことは、子供たちにとって、後期課程になったのだから志も新たに頑張るといったきっかけともなり、それぞれが自分の人生に真摯に向き合う貴重な機会になるものと思われまます。

おくの義務教育学校におきましても、例えば6年生終了時点で前期課程修了式、7年生の初めの時点で後期課程進級式といった名称で、区切りとなる式典を保護者の皆様にも御同席をいただいで実施したいと考えております。

ところで、これまでも奥野小学校と牛久二中との連携した教育では、6年生が中学生に入学するときに心配される中1ギャップなどの問題は見られません。さらに、義務教育学校となり、これまでも盛んに行われてきた異学年交流学习のほか、小学校5年生からの部活動参加や教科担任制が実施されることによりまして、これまで以上に豊かな学びを提供することが可能となります。

6年生においても、前期課程の最上級生として、縦割り班活動の計画や実施、おくのキャンパスの特色である英語活動場面での下級生への先生役等、これまで成果が見られた活動につきましては、工夫しながら継続していく予定でございます。

一つの義務教育学校となることで、6年生は下級生だけでなく上級生とも一緒に活動する場面が多くなり、先輩たちの姿に刺激を受けて、授業で学んだ知識を活用し、自分で考え、そして行動できる資質、能力の向上が大いに期待できます。これらの資質、能力は、予測不能なこれからの社会を生き抜くために、まさにAI時代になっても不可欠な力であると考えております。以上でございます。

○議長（石原幸雄君） 秋山 泉君。

○3番（秋山 泉君） では、これからも、奥野らしさ、また奥野のよいところを残しつつ、児童生徒の教育に力を注いでいただきたい。そして、私たちはその児童生徒の成長をしっかり見守っていただきたいと考えております。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（石原幸雄君） 以上で3番秋山 泉君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時45分といたします。

午前10時34分休憩

午前10時49分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、9番柳井哲也君。

〔9番柳井哲也君登壇〕

○9番（柳井哲也君） 柳井哲也です。

事前通告に従いまして、3点について質問をさせていただきます。

その前に、新型コロナウイルスの影響が牛久市にも、市民にもやっけておるということで、今回牛久市議会も議場では、発言のとき以外はマスクをしようということで、初めてこういう経験をするわけでありまして。中国で起こったことが世界に影響を与え、牛久にまでも来るという時代であります。これから先、どのようにこれがなっていくのか予想もつかないだけに、本当に心配でございます。牛久市も市民の中から犠牲者を絶対に出不ないように、対策をしっかりとやっけていただきたい。そのために私達も一生懸命協力していきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

それでは、質問に入ります。

1番目の小中学校芸術鑑賞会について。一般質問初日の2番手ではありますが、同じ課題の質問がこうして連続で重なってしまうとは、まさに想定外でした。質問の中身もほとんど同じということで、いろいろ考えてみたのですが、私の長年にわたる思いもあつての質問ですので、どうかよろしく願います。

私の趣味は、能狂言です。専門的な知識を持っているわけではありませんが、30代半ばごろから今日までいろいろとこういう催しがあると行っけては見るということをやっけてきました。牛久市が行っけてる昨年11月14日開催の能鑑賞会、橋弁慶はもちろん見せていただきました。その前にやっけてるものも全て出席させてもらっけており、その時々案内を送っけてくださる関係者の方々には非常に感謝をしてくるところでありまして。

なぜ私がこの能狂言に興味を持つようになったかと申しますと、これは小学校時代にさかのぼります。私が岡田小学校4年生のときに、実はお芝居が牛久にやっけてきてまして、そのお芝居が本当におもしろいお芝居で忘れられなかつたんですが、たまたま大人になって私が東京生活、

サラリーマンをやっていたんですが、それを終わって牛久にやってきてテレビを見ていましたら、それと全く同じお芝居をテレビでやっていたんですね。何だこれかと思って、それで見ていましたら、それが能狂言の狂言であったということをそのとき初めて知ったわけです。それで、新聞に能狂言どこどこでやるというのを見ますと、早速そこに行っっては見るということをやっと続けてやってきたと。

小学校4年のときの印象が物すごく大きかったんですね。岡田小学校です、私は。そこにも来たんですが、実は小学校には舞台がないということで、岡見の中心地、宝積寺というお寺がありまして、そこへ並んで行って、そこでやったんです。内容は、てんぐが隠れみのを着て子供たちに悪さをするというので、困った困ったと。多分、隠れみのを着ているので姿は見えないけれどもてんぐに違いないといううわさがどんどん広がりまして、青年があらわれて、よし、てんぐをやっつけてやろうと。それで、洗濯ざおを持ってきて、それを適当な長さに切って節をとんと突き抜いて遠眼鏡というものをつくりまして、てんぐの出そうな鎮守の森の近くに行って、見える、見えると。何とかその遠眼鏡とてんぐの宝物の隠れみのを、ほんのちょっとだけだよということで交換をして、それでめでたくてんぐの悪さをなくすことができたと思っていたんですけれども、それからがまたおもしろいんですね。アンパンマンのごとく悪いものをやっつけるために大活躍する。子供はおもしろくておもしろくて、単なるお芝居を見たという思いがあって、それが一番最初の経験であります。そういうものをぜひとも牛久の子供にも見せたいなという思いがずっとあったんです。それが私の本当の心からの思いです。もう忘れられないあれなんです。

もともと能とか狂言というのは一般民衆の楽しみで見るもので、娯楽だったと思います。それが今は学校で勉強みたいな形で見るということになっているんですけども、私がいいろいろ今まで見てきた中で、勉強ではなくてもっと楽しいものにできないかというようなことを実践している人もありまして、こんなことがありました。能を見にいけますと、よく日本語で書いてあるんですね。日本語というか現代語で、物語の意味が、全容がわかるように解説が書いてあって、能を見る前にそれを読めばわかるんですけども、小さな子供にはなかなかそれは無理なんですね。それで、どうしているかといいますと、古語を現代語に訳して、よく図書館なんかで読み聞かせというのをやります。それと同じように、言葉も一言言うと、その間に琴の奏者がばらばらばらんと入れて、また次の会話に移るという形で、短時間で物語を見ている人にみんなわからせる。そうすると、これは伊勢物語の井筒というのを見に行ったときに、子供が小さいときに井戸端で遊んで育つんですが、それが大きくなると……

○議長（石原幸雄君） 質問者、柳井哲也君に申し上げます。質問の本題に入ってくださいませよう御配慮をお願いします。

○9番（柳井哲也君） わかりました。

そういう形でわかりやすいことを提供しているところもありました。そういう提供の仕方もあるということも経験しております。

それで、牛久市には金春流の能楽師もいるということで、私はいろいろなそういう関係者に集まってもらって、この準備会みたいなものをやっていただけたら、すばらしい能狂言のまちができて上がるのではないかと常日ごろから思っていました。それで、今回の質問を取り出したわけなんですけれども、ただいましっかりとした教育次長からの答弁もありましたので、質問の内容は同じであります。答弁も恐らく同じであると思います。できましたら、準備委員会にそういう人たちも入ってもらって、牛久市独特の能狂言ができるようなまちになってほしい、能狂言のまちを実現していただきたいという思いで質問をしたわけであります。これはここで答弁はもう済んでいますので、終わらせていただきます。

次の質問に移らせていただきます。

2番目の質問であります。ひたち野西隣接市街化調整区域の宅地化対策について質問をいたします。

まず、調査の進捗状況であります。若い人たちは新たな宅地を求め続けており、牛久市としてもこのニーズに速やかに応えていくべきと思っております。ねむの木台周辺の東大和田地区からなのか、東獺穴地区からなのか、関心のあるところでありますが、ねむの木台へのアクセスが極めて悪く、住民の前々からの要望もあるところであり、根本市長はひたち野西地区周辺の宅地化について公約にも掲げているところでもあります。それは力強く感じていますが、できるだけ速やかにという思いから、調査の進捗状況について質問します。よろしく願います。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） ひたち野地区につきましては、宅地がほぼ完売され、現在は人気があるにもかかわらず新規住宅用地の需要に応えられない状況となっております。

そのような中、市では平成29年度より、ひたち野周辺地区における新たな住環境整備についての検討を始め、土地の地形、農地や宅地の状況等について調査を実施し、市街化調整区域における開発のエリアを検討してまいりました。

その結果、ひたち野うしく中学校に隣接する地区である東獺穴地区を候補地とし、現在地権者の意向調査を進めているところでございます。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） 2番目の質問です。どのような手法で進めていくのかについて、よろしく願います。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 開発の手法につきましては、地権者の意向を確認した上で、市の財政が厳しい中、民間の事業者を活用するなどを含め検討しております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） 3番目の質問に移ります。

牛久市は、その立地上、筑波研究学園都市に勤務する人も多くおられます。宅地を求める若い人は、これから先もずっと続いていくものと確信しています。私の住んでいる一厚西地区は、牛久駅とひたち野うしく駅の間で、決して恵まれているところではありませんが、6号国道と408号国道にすぐに出られるということで、家の建つところはなくなってきております。つくば市に接しているアラタ団地は、ねむの木台団地と同じように新築家屋で、もう空きスペースもほとんどなくなっている状況です。やがて、ひたち野西地区と一厚西地区の住宅がつながっていくのではないかと私も期待しているのでありますけれども、そのためにも今から準備していく必要があると考えての提案であります。

ひたち野西地区は、今後ますます発展していく地域であり、この機会にさまざまな活用ができる多目的広場、それと次の質問になりますが、4番目の生涯学習センター、これも必要でないかと考えます。これについてお考えをお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えします。

御質問にありましたひたち野西地区、一厚西地区、それからねむの木台周辺の東大和田地区につきましては、今のところ宅地化するエリアとしての候補地としては、今我々のほうとしてはなっておりません。そのため、多目的広場や生涯学習センターを含めた宅地化を進めることについては、現在は検討しておりません。以上です。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） 答弁いただきましたけれども、この問題については、私の質問は実は3回目となります。第1回目はもう大分前なのですが、大野喜男市長のときでありました。まだ生涯学習センターとは言わず公民館という名称のときで、社会教育法という中に公民館の位置づけというのがありまして、学校区ごとに設置されてはいかがかということで、岡田地区にぜひつくっていただきたいとやったことを覚えております。2回目は、池辺勝幸市長のときで、全く新たに人口が増加しているひたち野地区にひたち野うしく小学校をつくる、そうであればぜひひたち野生涯学習センターもつくってしかるべきではないかと主張した次第であります。そして、3番目は根本市長にであります。

旧牛久地区、旧岡田地区、旧奥野地区という分け方は、今はやらないんだと思うんですけれ

ども、あえてそう考えますと、旧牛久地区には牛久小と牛久二小、向台小があり、牛久三中と南中があつて、多目的広場、三日月橋生涯学習センターがあります。旧奥野地区には、義務教育学校としての奥野小と牛久二中があり、多目的広場と奥野生涯学習センターがあります。旧岡田地区には岡田小と神谷小と中根小とひたち野うしく小があり、中学校も牛久一中、下根中、南中の一部、さらにひたち野うしく中が加わってまいります。中央生涯学習センターは、下根運動公園と同様に牛久市民全員の施設という位置づけになっていると言ってもよいのではないかと。

現時点でひたち野うしくに多目的広場や生涯学習センターをつくっていく構想を示さない限り、非常に不均衡で偏った行政のあり方になってしまうのではないかと考えます。現実には、岡田地区にひたち野地区という大きなまちができていくわけで、ここがさらに拡張していくようになりますと、早目に計画をしておきませんと適当な場所がなくなってしまうおそれがあります。構想だけでもつくっておくべきと考えますが、お答えはいただけたら結構でございます。よろしく申し上げます。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 生涯学習センターの重要性とか、そのようなものについては、今の御質問のとおりだと思ってよく認識してございます。私たちのほうでは、今のところ東猫穴地区のところの宅地化ということで今計画して、地権者のところに伺っているところでございます。そのような要望等がございましたら、議員からのそういう話もあれば、当然のごとくその担当課のほうに相談をして、協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 柳井さんのいろんなそういう施設というのを私も理解できるところでございますけれども、その一つとして、今ひたち野うしく中学校をつくっております。その場においても、地域コミュニティーにする場所もつくってございますので、当初はその中学校において地域コミュニティーの場所を皆さん活用していただいて、そしてこれからそういうこと、生涯学習センター的なものをどうするかということも考えていく必要があるのかと。ただ、土地、それから予算、そういうものを考えながら進めていくことが肝要だと思っています。

また、大中の開発につきましては、私は常々駅から1キロ圏内にあのような土地が残っているということは非常にもったいないなど。これをうまく活用することによって、もっともっとひたち野うしく、そしてとりわけ牛久の人口増にもつながる、また地域の経済活性化にもつながるのではないかと私は思っております。ですから、いち早く猫穴地区の開発、そういうことを進めながら、そしてそれが終わるならば、私は大中地区のほうのことも視野に入れて、これは牛久の大きなこれからの主要となるものと私は確信しております。

また、その開発の手法については、地権者からもいろんな話をいただいています。ただ、牛久の財政に負担をかけないことも、これもやっぱり大きな力、そしてやはりその地域の皆さんのお知恵と、そして私たちの市役所の思いと、うまく合致する点を見つけながら、これからその開発をすることが一番いいのかな、そしてそれがうまくいけば恐らく大中のほうにもそういう開発が進んでいくのではないかとというような考えでおります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） 市長にも答弁いただきまして、ありがとうございます。つくるべきなんだけれども財源がないからつからないのと、つくる必要がないからつからないのとは、大きな差があると思います。ぜひ構想の中には入れていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

3番目の質問に移ります。エスカード牛久ビル空洞化の対策についてであります。

エスカード牛久ビルは、牛久市の顔であり、牛久市の中心地、まちの核であります。できるだけ早く解決しなければならない本市の最重要課題であります。牛久市の人材と資金を投入し、精いっぱい頑張ってもらっているわけですが、牛久市民に対しても常に情報を開示していく責任があると考えます。

まず、1番の質問、商業部分の進捗状況について。2階、3階フロアのテナント誘致のための工事が進められていると思いますが、入居希望者との話し合いは怎么样了のか、具体的な進展があるのかどうかについてお聞きしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） エスカードビルにつきましては、今年のゴールデンウィーク前に一部リニューアルオープンに向けて改修工事、またリーシングを進めているところでございます。

これまで、2階のフロアにつきましては、集客づくりをテーマに取り組みでまいりました。そして、そのリニューアルにあわせてカフェ店舗など、既に牛久市内でも営業実績のあるものや、それから高校生など若い世代に人気の高いものを使ったジュースとか、またそういうもののスタンド的なものをつくったり、そして皆さんから多くの要望が寄せられていた衣料品も、そして生活雑貨の店舗の出店が内定しております。

このほか、2階フロアには販売も行う観光物産の案内所のオープンも予定しております。

3階フロアにつきましても、にぎわいづくりをテーマとした、子供や子育て世代を対象にキッズパークを軸にリニューアルへの協議を行っているところでございます。この3階のフロアにつきましても、屋内型のキッズパークと最終協議がまだ決着しておりませんので、リニューアルオープン時期には少し時間がかかるのかな、またオープンするのは夏休みになってしまうのかなということで今話を進めています。とはいえ、合意成立に向けて、協議をこれからも進

めてまいります。

現時点でのリニューアルにつきましては、2階、3階ともに各フロアの全てがテナントで埋まっているわけございません。リニューアルオープンを一つの契機として、これまで以上にテナントの誘致に力を入れていきたいと考えています。柳井議員を初め議員の皆さんにおかれましても、これまで以上の御理解、御協力を賜りたいと願っております。

現在のリーシングでございますが、今いろんな店舗とお話をして、話をいただくものもあれば、やっぱりだめだと、それが非常に毎日のように繰り返している状況でございます。ということで商工会、そしてさまざまなものに図りながら、そして商工会でもいろいろと若い世代、若い人たちも入りやすい店舗の入り方も検討しながらやっております。

そして、2階の一部に物産店をつくってはどうかという話を今進めておまして、仮称でございますけれども、私が勝手につけた名前ですが、茨城自慢ということで、そういう茨城県のいろんな市町村にお声をかけまして、お酒、いろんな特色ある、乾燥芋とか、いろんなものを集めて、とにかく茨城を発信できる、そしてまた茨城自慢するものを、これからエスカード内にそういうブースをつくって発信したいなということで、またその動向を見て、今度シャトーにもそういうブースをつけまして、週末、特定した時期でございますけれども、そういうものもつくりながら、とにかく人に来てもらう、そして牛久のよさ、そして茨城県のよさをもっともっとアピールしようということで、今内部では検討しているところでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） ありがとうございます。

2番目の質問に移ります。4階部分であります。

私にも資料館がいいのではないかと、いろいろな御意見を言ったださる方が結構います。恐らく市当局のほうにもたくさん来ていることと思います。牛久市民を初め多くの方々が集まってくるような交流の場を考えておられることと思いますが、どのような人選で準備会を進めているのかについて質問をいたします。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） 4階フロアの利活用の検討につきましては、これまでも御説明してまいりましたが、市民の皆様やエスカード活性化懇話会、商工会等、各団体の御意見を参考にしながら、各部の次長を構成員としたエスカード牛久ビル公共的利活用検討会議を立ち上げ検討を行っているところでございます。

今後は、本年度既に取り組んでいるエスカード公共施設基本構想・基本計画策定業務の中で、受注者である環境デザイン研究所とも協議を重ねながら、最終的にどういった施設を、どういったレイアウトで配置し、どのような動線を確保していくのか、またこれにより見込まれる来

場者数の整理等も行う予定であります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） 3番目の質問に移ります。

美術館としても使える、資料館としても使える、もちろんナイトミュージアムとしても使える、また講座や勉強会をすることもできるような施設を提案したいと思います、いかがでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） これまでの検討の中で、美術館についても当然検討をしているところでございます。

この美術・芸術のスペースにつきましては、ある程度専門的な要素を踏まえながら、決して展示だけの利用に限ることなく、例えば体験講座等を開催し、より多くの方々が芸術に触れることが可能となるような利用もできるものとして検討を進めております。

エスカード牛久ビルでの公共的利活用につきましては、集客力、多世代交流、学生等の積極的な利用という要素を念頭に置いた検討を進めており、多様な活用の仕方にもある程度対応できる柔軟性のある施設としていきたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） 牛久市には、芸術文化を楽しむ市民が非常に多くいることも私たちの誇りであります。特に、昨年11月23日に開催された現代美術展とうしく音楽家協会とのコラボのナイトミュージアム、これは牛久市民の文化レベルの高さを示す象徴的なイベントだったと思います。牛久市には、いつこのような美術館ができて大丈夫と思えるようになってきております。

牛久市には、そのほかどんなものにも対応できるような有能な学芸員もそろってきております。今、4階にそのような場ができるようになりますと、これまで牛久市でなし得なかったことが最小限のコストで達成できるのではないかと考えます。ぜひ実現できるようにしていただきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

4番目の質問であります。

多目的な活用ができる施設にするためには、名称が非常に大切と考えます。名称を聞いたらどのようなものがあるのかがわかる、そういうことが何といても一番大切です。できる場合には、施設の名称は公募により決めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 建設部次長長谷川啓一君。

○建設部次長（長谷川啓一君） お答えします。

現時点におきましては、施設の名称をどうするかといった段階まで検討に至っておりません。

しかしながら、議員がおっしゃるとおり、今後公共公益施設のオープンに向けた取り組みを進めていく中で、公募による施設名称の選定等も検討してまいりたいというふうに考えます。

○議長（石原幸雄君） 柳井哲也君。

○9番（柳井哲也君） 丁寧にお答えをいただきまして、まことにありがとうございます。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石原幸雄君） 以上で9番柳井哲也君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時5分といたします。

午前11時25分休憩

午後 1時08分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番甲斐徳之助君が入場しました。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、10番甲斐徳之助君。

〔10番甲斐徳之助君登壇〕

○10番（甲斐徳之助君） 皆様、こんにちは。

まず冒頭に、午前中、遅参連絡をさせていただいたのですが、議会運営に支障を来したということで、大変申しわけなく思っております。この場でおわび申し上げて、一般質問に入らせていただきます。

新政会で活動しております甲斐徳之助です。いつもに引き続き、市民の皆様の声を届けること、そして正確な情報が知りたいとの声に合わせ活動を日々しておりますが、このたびは本市の可能性を考える将来に向けた事業の提案の質問をさせていただきたいと考えております。

一問一答にて質問いたします。

1点目の質問となりますが、地域循環型電子マネーつきポイントカードの導入の検討をなされてはどうかという質問をさせていただきたいと思います。

国は2020年6月末までに、経済産業省により、消費税増税に伴う消費の落ち込み対策事業として消費者還元事業を行いました。それはクレジットカードなどの電子決済及びキャッシュレスカード利用者に対して数%の還元を行うというものであります。当初、この事業には戸惑いやふなれな部分があったりと、市民の皆様からもさまざまな声をいただきましたが、いざ始まってみると便利さやお得さを感じるとの反応もあり、利用者は増加しているとの事業者のお話も聞き及んでおります。

ただ、一方で、特定の民間事業者のカード会社の商いであり、地元商工地域の商い手の皆様

には余りそのメリットが還元されていないようであります。利用者は増加、事業者メリットは少ないといった背景をもとに、数点の質問をさせていただきたいと思います。

本市では、この期間、この事業に対して、何か対策事業を取り組んでいったのでありますか。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 甲斐議員の御質問にお答えいたします。

国のキャッシュレス消費者還元事業は、令和元年10月1日の消費税率引き上げに伴い、消費喚起とキャッシュレス推進の観点から、10月1日から、オリンピック・パラリンピック直前の6月末日までの9カ月間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援する事業でございます。

市としての取り組みは特段ございませんが、牛久市商工会では会員向けの講習会を昨年3月と10月の2回開催したところ50名が受講したと伺っております。昨年開催した商工会青年部主催のピザフェスタでは、キャッシュレス決済業者がブースを設け、周知活動を行ってまいりました。また、商工会ホームページや会報誌等で、キャッシュレス決済や軽減税率対策補助金などの記事の掲載、さらには商工会ホームページ内のウェブセミナーにキャッシュレス超入門というプログラムが設けられ、受講履歴があったと伺っております。

経済産業省が2月21日に発表したキャッシュレスポイント還元の登録加盟店一覧によりますと、牛久市内では347店舗が登録している状況です。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 市では特に取り組んでいないということで、商工会がメインとして何件か取り組んだということ为背景に、次の質問に行きます。

少し観点を変えさせていただきますが、まず高齢者、特に独居老人等や高齢者の方々の安否確認を市ではどのように取り組んでいるのかをお尋ねします。

それとあわせて3番の質問にもなりますけれども、小中学生、子供たち、こういうお子さんたちの登下校時の安全対策を、過去に何度かほかの同僚議員さんも聞かれていますけれども、今回私も質問させていただきたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 高齢者の安否確認や見守りにつきましては、新聞販売事業者や宅配事業者などの42事業者と協定を締結し、事業活動に支障のない範囲で要援護者の見守り活動に協力をしていただいております。

また、地域における日常的な見守り支援、災害時の安否の確認、避難行動の支援等について、要援護者の居住する地区の区長及び民生委員と一体的な支援を実施することができるように要援護者台帳を整備して見守り活動を実施しており、昨年の台風19号の際には、要援護者台帳

をもとに市職員によるひとり暮らし高齢者の安否確認を実施したところであります。

さらに、牛久市SOSネットワーク事業では、認知症高齢者や障害者が行方不明者となったとき、牛久警察署、牛久郵便局、バス・タクシー会社、コンビニ、行政区、民生委員児童委員等にファクスで一斉送信し、捜索に協力いただいております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 教育部長川井 聡君。

○教育部長（川井 聡君） 子供たちの登下校の見守りにつきましては、保護者や地域の皆さんに御協力をいただきながら行っている状況でございます。

P T Aや行政区長さん、そして地域の見守りボランティアの方々などと、牛久警察署や市関係課担当職員などが出席する学校安全協力者会議を各学校において年2回程度開催をいたしまして、危険箇所や地域で発生した事案等の情報交換を行いながら見守りに役立っているところでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 安全、安否確認は現況の確認です。最後の質問につながりますので、次の質問に行かせていただきます。

市内の事業者の流通を図る約5億円発行の10%プレミアムですか、ハートフルクーポン券やうれしくってカード等の年間の計上予算額、そしてこれまでの購入や利用率等、成果、効果、この辺がどういふふうになっているか御質問させていただきます。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） ハートフルクーポン券発行事業は、牛久市商工会が発行するクーポン券のプレミアム分10%のうち、78%を市が負担することで、市内の消費需要を創出し、市内商業を活性化することを目的に実施しております。

ハートフルクーポン券の平成30年の利用率につきましては、5億5,000万円に対し、5億4,889万8,000円が換金されていることから、99.80%、総事業費は5億5,530万7,612円となっております。平成29年度の利用率は99.79%、総事業費は5億5,563万7,465円、平成28年度の利用率は99.81%、総事業費は5億5,588万9,476円と、平成28年度に発行元が牛久市観光協会から牛久市商工会に移管して以降は、発行額は5億円、利用率や総事業費はほぼ同程度で推移しております。

ハートフルクーポン券発行の成果でございますが、商工会に発行元が移管されたことで、商工会への加入の促進につながったことや、クーポン券発行事業を通して事業所への経営指導がこれまで以上に密接にサポートできたことで、市内商工業の活性化が図られたと考えております。

また、28年度からは大型店舗も8店舗にふえ、クーポン券の取り扱い店舗の推移を見ても、

平成25年度が245店舗、平成30年度は274店舗と、5年間で29店舗増加しております。年々取り扱い店舗が増加していること、取り扱い店舗を継続している店舗が多いことから、多くの事業所がクーポン券にメリットを感じていると見ることができます。

平成27年度に実施したクーポン券購入者アンケートでは、ふだんの買い物をクーポン券で支払ったと回答した方は54%、クーポン券の入手がきっかけとなって商品等を購入したと回答した方は46%という結果が出ており、クーポン券の発行が呼び水となり、消費者の購買意欲が喚起されたことの裏づけとなりました。

最後に、うれしくってカードにつきましては、牛久スタンプ会が実施している事業でございます。本団体は牛久市からの補助を受けない独自運営されている団体であることから、利用状況や総事業費については把握しておりません。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） ありがとうございます。

約300弱の事業者が市内でハートフルクーポン券の利用があるということでありました。それも最後にお話しさせていただきたいと思います。

5番目の質問となりますけれども、第三セクター、牛久シャトー株式会社を設立されました。オエノンホールディングスから第三セクターが賃借するということで、今後は株主が牛久市ということを考えていきますと、本市も観光事業に参入していくのであるんだなと私は勝手に考えているところでありますけれども、この集客の対策をどのように考えているか、確認の意味で質問させていただきたいと思います。

まず、大枠でございますけれども、観光事業に参入していくという考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 牛久シャトー株式会社の今後の事業展開につきましては、取締役3名を中心とした社員の方々と具体的な計画を練っていくこととなります。取締役の方々それぞれにアイデアを持っていらっしゃいますので、早期に計画を具現化し、その実現に向けて取り組んでいただきたいと思いますと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 今のお話ですと、取締役の方々にそのアイデアを考えていただくという話でありましたけれども、ちょっと私はそれは少し違うのかなと思いますけれども、違うのではないでしょうけれども、先ほど申し上げたように株主が牛久市ということでありまして、やっぱり取締役会があると思うんですけれども、その辺は取締役全体で決めたものを、例えば株主が牛久市ということを考えますと、議会決定があると思うんですけれども、その辺は

そういう考え方という認識でまずいいのか、確認させてください。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 甲斐議員の御質問にお答えいたします。

先ほどお尋ねの取締役会のほうなんですけど、まず取締役会の組織自体は、先ほど申し上げた3名の取締役プラス監査役ということで、監査役のほうは副市長が入っております。それから、株主総会につきましては、取締役会3人プラス監査役、それと株主として市長が出席という形で株主総会が行われます。

先ほどの株主が牛久市なのだから何かしらのアクションがあってもいいのではないかというようにお話だったんですけど、当然株主総会、また監査役のほうからもこうやったらいいんじゃないかとか、こういうのはどうだというようなお話というのは必ず随時出てくるものですので、そういったものを加味していただいて考えていただく。

ただ、民間の会社ですので、最終的な決定は会社のほうでやっていただく。ただ、提案としては牛久市からの提案も行っていくという形になります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 最後、ちょっと確認をします。市が提案をしていくというお話でしたけれども、今現段階で構わないんですけども、具体的に事業の方向性としてどのような御提案を考えていらっしゃるのか。わかる範疇で構いません、教えてください。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） まず、事業のほうで、シャトーの復活というのが一番大きなテーマかと思います。その復活に関しまして、ワインの醸造を続けたいという意向はお伝えしてあります。そちらの方向で、今、会社のほうは進んでいる状況です。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 質問3つの中で、ワインの醸造をされるということで、それは一番下の黒ぼつの通告のコンサルトにちょっとつながる話で思っているんですけども、その前に別な質問をさせていただきたいなと思っておりますが、基本的に一番上です。管理部署は先ほどプロジェクトチームということで、2番の補助団体の設立に関連してなんですけど、シャトーの件に関しましては、営業行為をとめないでいただきたいという署名が多く集められて、第三セクターを設立するというプロセスになっていったのかなと思うんですけども、この集められた署名の方々の市民の思いというものをどういう形で集約するのかというのを、ちょっとお聞かせいただきたいなと思っております。私は個人的に先に話をさせていただくと、そういういろんな…、先に聞きます。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 市民の署名のほうですけれども、署名については先ほど甲斐議員の申されたとおり、存続を希望されるという形の署名でございました。ただ、嘆願書とか、あとはその他のメールとかをいただきましたので、その内容は担当としても全部目を通しまして、そういったことについても会社のほうにお伝えしていくような状態です。内容的には、やはりパーベキューを復活してほしいとか、レストランで食事ができるようにしたいとか、あとは今まで同窓会とかそういった個人のイベントをそこでやっていたので、とても寂しくなっているので、もとに戻ってほしいとか、復活してほしいとかという内容だったと記憶しております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 以前、同僚議員の質問の答弁の中で、ボランティア等を募るという話も聞いていますけれども、シャトーにかかわるボランティアはどのように考えているかもお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） まず、市の支援策といたしまして、既に御承知のとおり、この4月に経営企画部に創生プロジェクト推進課を新設することで、全庁横断的な事業として取り組むとともに、プロジェクトチームを発足しまして、誘客のためのさまざまなアイデアを新会社に提案してまいります。

一方で、先ほどのお話にもありましたとおり、市民ボランティアを募り、牛久シャトーに係る経費の節減の一助となるような、例えば除草や清掃活動などを行っていただくなど、市、市民、新会社が三位一体となって牛久シャトーのにぎわいを取り戻すために取り組んでまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） いろいろ募っていくという中で、先ほどの署名の話と前後します。第三セクターの社員とかで直接的に働くということは、署名をした市民の方々というのは、当然2万も3万もいっしょにできないと思うんですよね。そういう例えばですけれども、市民活動の中で、そういうボランティア団体を含めた、例えばですけれども、ほかの同僚議員も言っていますけれども、全国から融資を募るクラウドファンディング形式を持った団体とか、そういうのがもし立ち上がっている経緯があったら、そういう団体に対して市は支援していくお考えはあるかどうかお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 議員の御提案の今のNPO法人の設立につきましては、現時点では計画されておりませんが、今後新会社の経営が軌道に乗りまして、新たな事業を展

開するような場合には、同様の目標を持つNPO法人にアイデアの提供を受けたり、支援していただくなど、協働していくことは十分考えられますので、企業とNPOが協働して取り組む先進事例等について調査研究してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 団体設立の支援の調査研究ということで、関連の一番最後の質問になります。

近年、観光産業に対して、いろんな自治体の事業運営がされているところが多いんですけども、例えばちょっと地名はあれですけども、アミューズメントパークを再生させた大手旅行会社とか、あと自治体の駅に大手のホテルをやったりするホテル事業者とかがよく話題に出ていますけれども、観光産業はやっぱり交流人口の中でリピーターだと思うんですよ。このリピートを集客として募る目線にたけたプロのコンサルティング業者とか、そういうプロ意見を聞く投資事業も必要だと思うんですよ。それはやっぱり、先ほど一番最初に申し上げましたが、牛久市本市が筆頭株主である以上、話すことはできると思うんですよ。その辺をやる、やらないというのを、今この場で言えと言ってもあれでしょうけれども、どう持っていくのか、どう考えていくのか、最後の質問に入る前に、シャトーの件について、観光という目線で確認をとらせていただきたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部次長梶 由紀夫君。

○環境経済部次長（梶 由紀夫君） 市として第三セクターを設立しまして、牛久シャトーの管理運営を託したことから、現経営陣に委ねていくことを考えております。それで、先般の全員協議会でもお配りしたとおり、プロフィールは御存じのとおりですので、シャトーにいらっしやった方がお二人、それからブライダル関係とかに詳しい方がお一人ということの構成になっておりますので、アイデアなり知識なりは豊富にあるんじゃないかというふうに思います。

現在、会社自体が動き始めたばかりですので、現時点でコンサルタントを導入するということは、会社としても市としても考えてはおりません。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） いや、この件はプロを入れたほうがいいですよ、絶対。集客を募るという部分で多分アイデアをとったほうがいいと思います。ただ、今回の趣旨向きはここじゃないので、一応私の提案といいますか、要望といいますか、そういう形で、以上の質問を踏まえまして総括の質問させていただきたいと思います。

一番大項目に戻るんですけども、今回、前項目で質問させていただいた消費還元事業のこれまでの経緯とか、高齢者や小中学生の安否確認とか、ハートフルの事情とか、観光産業の牛久シャトーの件とか、全て実は今回提案させていただきたい電子マネーの話だったんですけども、

ども、本当はこうやって出したかったんですけども、一読させていただきます。

我々の会派新政会のほうで、広島県庄原市東城町商工観光課に視察に行っていました。そのときちょっと内容をお伺いしたんですけども、人口8,000人弱の町なんですけれども、町内の利用率はポイントカードが約80%の利用があります。人口に対して65歳以上の利用が3,519人、このカードはもともと町内のお金を町外に出さないことを目的に、町内利用で始まった事業でありました。基本財源は、先ほど確認させていただきました消費落ち込み対策事業の国の消費還元事業の5%還元事業とのことであります。事業主は1%の補助と月々のシステム料が発生します。

利用者は、質問にも上げさせていただきましたが、まず子供の見守り機能がついています。こちらは、キャッシュレス機能はありません。登下校の際に学校に設置の機械に読み込ませることで、メール登録保護者に入退室の連絡が届くことであります。これは民間の塾とかでやっているところもいっぱいありますけれども、そしてその保護者にはポイントがつくということです。

また、高齢者の安否確認機能に関しましては、一定の期間のカード利用がない場合、同じくメール登録者に利用がない旨のお知らせが届くこと。そしてまた、ビーコン機能をつけておれば機械システムの設置店の付近を通過した際に通過ポイントも自己確認ができると。安心安全が求められる時代に最適なシステムであると考えました。

観光産業に取り組んでいかれると思われまます本市におきましては、観光向けの事業者、事業への専用のカードも実はあります。これは市内での販売促進になる、経済活性化が見込まれる他地域から集客を募る対策事業として適正なものであると思いました。

地域循環型電子マネーつきポイントカードとして、既存の市民サービスにかわる市民還元サービスを図れる、今後国策で取り組まれていくマイナンバーカードの特典付与の受け皿としても、さまざまな分野でメリットを感じられると、私はそのとき判断しました。

ちなみに視察先の自治体では、商工会が先行で単独予算で組まれているようでありましたけれども、自治体の協力があれば予算面や事業所の会員の増加に対してももっと有利に進められるというような感想をいただいております。

こういったことを踏まえまして、市民の利便性、観光産業の取り組みへの効果を図れる地域循環型電子マネーつきポイントカードの導入のお考えはあるかどうか、総括していただければと思います。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 牛久市としてポイントカードの導入についての考えというのは、以前いろいろな議員の方々からの質問でも答弁しておりますけれども、過去に牛久市でも

ポイント制を利用しまして生活介護ボランティアというのを実施しておりました。しかしながら、ボランティアの実施による預託時間がふえ続けてしまった関係で保障し切れない状態となつて、平成13年度から数年かけて精算をしたという経緯がございます。

こういったポイントに関しまして、たまつたポイントを市内の店舗や公共サービス等で利用可能とする、いわゆる地域通貨としての利用ということである場合は、ポイントの利用期限とこのものをいつまでどのように設定するのかとか、あるいはポイントを保障するための財源とこのものをどこで裏づけしていくか、あるいは利用金額の限度、半端なポイントが残った場合にはどうするのかとか、ポイント発行及び運営についてもどのように誰が行うなど、細部にわたつての十分な検討が必要であるというふうに以前も御答弁申し上げたところでございます。

そのようなことを踏まえて議員が御提案の広島県の庄原市の東城町商工会発行運営のほ・ろ・かカードというような事業を市として導入すべきでないかということですが、先ほどの議員の御質問の中にもあつたように、類似する事業としましては、牛久市のほうでは牛久スタンプ会のうれしくってカードという事業がございます。先ほど、うれしくってカードについては、独自運営ですので利用状況や総事業費については把握していないというような環境経済部次長の答弁がございましたけれども、牛久スタンプ会につきましては、まず加盟店舗は全て牛久市商工会の会員であるということと、牛久スタンプ会そのものが牛久市観光協会の加盟団体であるということも踏まえますと、当市の商工振興あるいは観光行政に対しまして深い理解と協力をいただいているものと理解しております。

何よりも牛久スタンプ会発行のポイントカードでありますうれしくってカードにつきましては、観光協会のマスコットキャラクターでありますかっぱのキューちゃんを使用しているところです。ちょっと私の記憶があれなんですけれども、私が小学校に入る以前からもうスタンプ会というのはあつたというふうに記憶していますので、もう既に50年、半世紀近く以上の歴史がある独自事業でございます。ですので、市の独自のポイントカード事業というものを実施するという事は、こういった民業圧迫になりかねないというふうに考えます。

そういったことも踏まえましても、スタンプ会のほうから、このうれしくってカードをさらに先ほど議員がおっしゃられたようなキャッシュレス決済であるとか、買い物以外のポイントがつくなどの付加価値を高めていくというようなことで利用者の利便性を図りたいんだ、あるいは児童や高齢者の見守り等の安全対策、そういったものの要素も加えたいんだというような御相談が市のほうに持ちかけられれば、当然市としてはそういったことに対しては相談を受ける立場上、窓口は開いていきたいとは思いますが、またそういう中でも市への依頼等があつた場合には支援等も、商工会を通してになるかもしれませんが、考えていかなければいけない事案ではないかなというふうに考えているところでございますので、御理解を賜りたい

と存じます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 非常に前向きな答弁をいただいたと思います。事業者団体のほうからその話を持ちかけるというのも当然あると思いますけれども、正直ちょっと難しいですよね。

ただ、今後の消費者還元事業の期間が6月末で終わるということを考えていたり、あとは先ほど言った観光施設のボランティアさんを募ってボランティアポイントを今後考えなければいけないとか、そういうことを考えていきますと、あとは視察先の担当者がお話しされていたみたいに、市と自治体という大きなバックボーンがあればもっと交流、市内循環マネーがもっと広がると思いますよというアドバイスなんかを考えていくと、ぜひもっと今よりも前向きに検討していただきたいなと思いました。

今、現段階では、実際に事業をやっている人のほうからの話があれば考えてくれるということなので、ちょっと今後アクションをとりましょう。

次の質問に行きます。

2番目は、公共交通とっていいのかどうなのかでありますけれども、一応公共交通、観光循環バスなんですけれども、これの質問をしたいと思います。

これは交通体系のほうでも、新潟市と、デマンドで三条市に行きまして、勉強させていただきました。新潟市は完全に観光地を設置して、循環ですね。一周する循環を組み立てているようでありましたけれども、牛久の観光地域を循環という目線で見ると、循環じゃないというより難しいかなと思うんですけれども、その中で2番目にありますうしくあみ斎場経由、大仏、それからアウトレットなんていうふうに抜粋して書きましたけれども、循環じゃなくて往復バスでも何でもいいんですけれども、要は観光産業に持っていくような公共交通手段をどういうふうに考えていくかということの観点から質問します。

市民の皆様や交流人口の公共交通の利便性を活性化ならなくてはならない問題は、今後さまざまな検証とウォッチを続けていくべきと考えております。時代背景に合わせた検証もしていくべきではないかと思われまます。まず一つは、千葉茨城道路のバイパス開通に伴う交通動線の流れの変更がうかがえます。たびたびにはなりますが、先ほどから申し上げている本市の観光産業への参画が挙げられると考えます。

私は、奥野地域には、今後の本市のさまざまな要素を持った、特に産業分野の可能性があると鑑み、地域発展のため等も含め、公共交通の質問をさせていただきます。

1つ目は、茨城県でも推奨されておりますパークアンドライドの考え方です。本市内には、市所有の未利用地も多数あるとお聞きしています。そのような土地を活用し、地域の活性化を

図ることも重要ではないかと考えますが、1点目、小坂、駅都市部ですか。都市部とは言えませんね。この辺から見て、小坂以遠の未利用地はどれくらいあって、どれくらいのものがあるのか、質問をさせていただきます。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 未利用地の活用につきましては、活用計画があるものを除きまして、売却可能な資産であるとの考えから、平成31年度は2件、461万5,200円、令和元年度は現時点で1件、5,910万円の売り払い収入がございました。

現在、市で保有しております東部地区の未利用地につきましては、81筆、10万1,473.83平方メートルございます。これらのほとんどは接道していない土地、利用しにくい形などの土地でございますが、隣接市の所有者等への購入希望の確認などにより、現在も活用の方策を探っているところでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 現在も活用の方策を探っています、大事なお話ですよ。それで、先ほどお話ししました千葉茨城道路のバイパス開通に伴う開発行為も多少必要と思います。その件については、どのように市は考えていらっしゃるか、お伺いさせてください。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 県道美浦栄線バイパス、いわゆる千葉茨城道路につきましては、現段階ではルートが決まらなかったところで、正確な開通時期等につきましてはまだ明らかではございません。沿線の土地利用計画等につきましては、市街化調整区域でもあることから、豊かな自然や農地の保全を図ることが方針の一つであり、ルート決定がされたばかりの現段階におきましては白紙の状態であり、今後第4次総合計画あるいは次期都市計画マスタープラン等におきまして、構想等を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） またそういう未利用地があるということと、開発行為も多少は必要だということで勝手に解釈しまして、それに対してパークアンドライド制度導入はどう考えるか、お聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 議員御提案のパークアンドライドにつきましては、牛久市内におきましては関東鉄道株式会社が龍ヶ崎市と東京駅間を運行しておりました高速バスを活用し、圏央道牛久阿見インターチェンジ付近で駐車場を設け、バス停をつくり、パークアンドライド事業を行っておりました。事業は平成24年7月から平成25年9月までの1年3カ月で終了いたしました。

また、市外ではございますが、稲敷市、阿見町、美浦村、千葉県神崎町と牛久市で圏央道北東エリア高速バスをあみアウトレットから成田空港までの半年弱の間、実証運行をいたしました。その間、稲敷市は稲敷インターチェンジ付近のバス停に無料駐車場を設けパークアンドライド方式を取り入れましたが、バス利用者が伸び悩み、本運行には至りませんでした。

一方、鹿嶋市と東京駅を結ぶ高速バスは1日88往復を運行し、利用者も29年度は150万人以上も実績があるとのこと。パークアンドライド方式としては、バス運行事業者が駐車場を運営するものではなく、バス停を設置するホテルなどの駐車場を利用するもので、バス運賃とは別料金で有料のものがほとんどでございます。

なお、鉄道利用者もパークアンドライドは目的地が都心やその先などの場合で、目的地での駐車場確保が難しかったり、定時での目的地到達や長時間の運転を回避するためと考えられます。

市内東部地区におきましても、パークアンドライドの導入につきましては、車をとめてどこに行けるのか、何につなぐのか、ライドの部分についてを構築しなければなりません。現在まで東部地区からパークアンドライドについての設置要望あるいは計画要望などはないというのが現状でございます。以上のことから、現段階では検討できる段階とは言えませんので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 御要望はないわけでありましたが、こういった話は要望型ではなくて、市が方向性を決めてこういうことの事業を、実証実験ではないですけれども、していつてはどうかとか、こういうふうにしていくんだという意思が必要だと思います。冒頭に申し上げたあの地域の近隣との可能性を考えたら有効だと思いますので、前向きに検討していただき、次の質問に行きます。

先日、牛久駅におきまして、ちょっと私が出かけるときに徒歩で向かっていましたら、下車された観光客と思われる男性の方がタクシードライバーさんに、牛久大仏まで幾らかかるんですかなんていう話に遭遇した場面がありまして、それが過去に1回ではなくて何回かあります。それで、結局幾らで行くのかなと興味はあったんですけども、幾らだよというのは聞けなかったのでスルーしちゃったんですけども、こういう交渉事で、結果から言うとその方はタクシーに乗っていったんですけども、交通手段の問題になっちゃうんじゃないかなと思っています。

それで、何度か執行部の皆さんにはお聞きしたり、一般質問したり、個人的に訪ねていたりしていますけれども、答弁の中でも、観光産業においては広域的な連携を図り、前向きに取り組んでいくという話を私は何度もいただいていますので、2番の質問をさせていただきます。

路線でもあるのは重々承知なんです、週末とか、観光のシーズンになったときに、あみ齋場はお通夜だったら夜、本式だったらお昼とかでしようけれども、時間はダイヤを組んで、これは例えばの話なので、アウトレット行きあみ齋場經由市民利用観光循環のバスの検討はどうか、お尋ねします。

○議長（石原幸雄君） 経営企画部長吉田将巳君。

○経営企画部長（吉田将巳君） 議員のほうでも御存じということでしたけれども、最初に御質問にあります牛久駅とうしくあみ齋場や牛久大仏、あみプレミアムアウトレットを結ぶ交通手段の現状について御説明申し上げます。

平日は、牛久駅東口発でうしくあみ齋場を経由して牛久大仏まで行く関東鉄道株式会社の路線バスがございます。牛久駅東口発の時間で、午前9時から午後2時5分までに5便、牛久大仏から牛久駅東口までの路線バスが牛久大仏発の時間で午前10時から午後3時まで5便となっております。土日祝日は、先ほど御説明した5往復10便のバスに加え、牛久駅東口から牛久大仏を経由してあみプレミアムアウトレットへ行く直行便が午前9時から午後4時40分まで8便、あみプレミアムアウトレットから牛久駅東口への直行便が午前10時20分から午後5時30分までの8便となっております。

路線バスに対する市のかかわり方につきましては、過去の市議会一般質問でも答弁申し上げたとおり、国土交通省のコミュニティバスの導入に関するガイドラインにある、公的資金によって支えられるコミュニティバスは自立運営を原則とする路線バスを補完するものであるという考え方に基づいております。

現在、牛久市では、JR東日本常磐線牛久駅及びひたち野うしく駅を中心に11系統の民間バス路線が設置されております。平日1日当たりの運行本数は約400本になります。これらの路線のうち、複数の自治体にまたがるものにつきましては、先ほどの路線バスの補完や民間事業者の活用の考え方に沿って、沿線自治体、国、県と協調して補助金を交付し、路線維持に努めている現状でございます。

このため、市では、民間バス事業者により独立採算で運行されているこれらの路線に対して、コミュニティバスとして新たなルートを設定することは考えておりません。これは、公的資金によって支えられているコミュニティバスが安い運賃で既存の路線に重なるようなルートを設定したことで、コミュニティバスへの利用者流出が起き、民間路線バスの減便、ひいては路線廃止というような事態を招いてはいけないという考え方からです。

なお、バス停留所名称の見直しなどは、利用や使いやすさ向上のための取り組みとして行っております。平成29年8月には、うしくあみ齋場最寄りの上久野停留所の名称をうしくあみ齋場前に変更させていただいております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） 民間との競合はしないというお答えをいただきました。確かにそうだと思います。でも、観光産業を取り組むという前提のもとに今回全部質問していますので、平日にではなく、週末にもっと路線をふやして、大仏に行きたいとか、牛久沼に行ってみたいとか、いろいろ検討していただきたいと思います。私もいろいろ調査させていただいて、提案できるところは一生懸命やっけていきたいと思いますので、ともに頑張りましょう。

最後の質問になります。

そういった部分でいきますと、今回はJR路線の話です。前に、茨城の観光は車が当然スタートになるという話で、スタートというか多数あるということであつたんですけども、高速道路をおりて、例えばETC2.0を使って道の駅ふうなもの施設をつくったりとかということもかなり有効だと実は思っているんですけども、今回はその公共交通の流れでいきますので、バスが発着するとかいうときに、牛久駅、ひたち野うしく駅とポイントがあると思うんですけども、拠点を描けるようなターミナルというのを、集約どころだと思うんですけども、この間、視察のときも新潟がすごく立派で、こういう感じなんだろうなとちょっと思いました。その辺を本市はどう考えているのか、お考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 市の生活交通上の路線バスについては、鉄道との拠点地であるJR常磐線牛久駅、そしてひたち野うしく駅を中心に運行ルートを組み立てております。

観光に特化したバスの拠点ターミナルとなりますと観光案内所、また日常の移動手段である公共施設とは求められる施設も異なっております。

このため、先ほど申し上げましたように、観光振興計画などの中での位置づけはおのずと違ってくると思います。

観光ルートと、それから皆さんの生活のルートは、まるっきり性格が違うものでございます。これを一緒にやるというのはなかなか難しいところでございます。こういうことに対して、私たちが今考えておりますふるさと寄附において、レンタカーとそれから牛久シャトー、大仏を連携しまして、パッケージをつくりまして、それで例えば恐らく牛久駅から行くと5,000円かかるのかな、大仏さんまで。その中で4人乗ればそれだけ安くなるわけでございますので、そういうパッケージをつかって、そしてあみアウトレットまで行って、そして牛久の城中町のいろんなところ、そういうパッケージをつくりまして、食事は最後に牛久シャトーで、そしてあそこに車を置いてもらうと帰りは飲んでいてもいいですから、おのずと牛久駅まで歩いていただく、そういうパッケージを今検討しております。

○議長（石原幸雄君） 甲斐徳之助君。

○10番（甲斐徳之助君） アイデアをありがとうございます。補足じゃないですけども、今市長がおっしゃっている構想は、業界的には地域限定型募集ツアーといいまして、すごく有効だと思います。そういうのを、例えば駅だったり、観光案内所でもいいんですけども、ぜひ外から来られた方がそこにぼんと訪ねて、牛久を知って、牛久で遊んでいきたいなど。市民がもちろん活用してもいいと思いますし、そういう政策をお願いしたいなと思います。

いろんな意味で長期的な観点に立って、なぜこういうことが今必要なのかと、市民の皆様の理解を得ながら、冒頭に申し上げた将来に向けた市民の皆様にとって有益になる政策であること、そして選ばれるまちを継続していくことを切にお願い申し上げまして、私の観光関連の一般質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（石原幸雄君） 以上で10番甲斐徳之助君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時10分といたします。

午後2時00分休憩

午後2時13分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、5番山本伸子君。

〔5番山本伸子君登壇〕

○5番（山本伸子君） 皆様、こんにちは。山本伸子でございます。

新型コロナウイルスの対応に連日当たっている執行部の皆様に感謝申し上げますとともに、素早い危機管理と正しい情報の伝達がいかに大切かを改めて実感しつつ、一般質問に臨みたいと思います。

1点目は、新年度の組織改変について質問してまいります。

10月の定例会での附帯決議に基づき、2月1日の広報うしくに牛久シャトー株式会社設立の一報が掲載されました。また、市議会にも、昨日、事業計画と営業収支計画が開示されたので、組織改編の質問の前に改めてそれらに関して伺います。

1月6日に発足し、既にきょうまで事業が始まっていると思います。まず、新会社が直営で行う事業については、リニューアルに向けての改装、改築などの状況。令和2年度の営業収支計画によりますと、修繕費、こちらが計上されておりますが、そのあたりわかりましたらお示しくください。

また、テナント事業ですが、テナント収入は10月議会の折にも、毎月、毎月きちんとした収入になるので早期のテナント誘致を目指すというお話もありました。その進捗状況について。

また、滞在型観光施設とする経営方針のようですが、これは滞在する人をふやすというよりは、滞在する時間を延ばすという趣旨であると思いますが、そのための具体策に関して市としてはどのような支援をしていくお考えでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 令和2年1月6日付で牛久シャトー株式会社の法人登記が完了し、1月20日には第1回取締役会が開催され、1月30日には第2回取締役会開催後、第1回株主総会が開催されました。株主総会では、牛久市との賃貸借契約の締結について承認され、2月1日で契約締結に至ったところでございます。

2月1日から本格的に会社の業務がスタートし、リニューアルに向けての準備を順次進めております。現在、レストランの再開に向けた専属シェフの選定と、売店の再開に向けた商品の準備を優先して行っていると伺っております。施設の改装は、現時点では行っておりませんが、計上している修繕費につきましては、レストランの専属シェフが決定した後、厨房の設備の状況などを点検・確認し、必要な部分を修繕するための費用を見込んでいくということでございます。

テナントの誘致につきましては、これまでも数社から牛久市に問い合わせをいただいておりますので、今後、契約に向けての具体的な交渉を行っていくこととなります。事業者につきましては、牛久シャトー株式会社が主導となり、本施設に合った企画を提示した事業者を決定することとなります。

川口社長から、12月の市議会議員全員協議会において説明がございました滞在型の交流の場としての機能を持つ施設を目指すことにつきましては、議員御指摘のとおり、宿泊という意味ではなく、1日ゆっくりと楽しんで過ごしていただく施設という趣旨でございます。

今後の事業展開につきましては、取締役3名を中心に社員の方々に具体的な計画を練っていくこととなります。取締役の方々それぞれにアイデアをお持ちですので、早期に計画を具現化し、その実現に向けて取り組んでいただきたいと思いますと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 着々と進んでいるようですね。

それでは、収支計画によりますと令和2年度は約1億円の赤字、令和3年度も約3,200万円の赤字、そして令和4年度によりやく500万円の黒字を見込んでいるようですが、それまでは厳しい状況が予想されます。赤字から脱却するための経営改革、これに市はどのような支援をしていくお考えなのでしょう。牛久シャトーを、市を代表する観光拠点、文化拠点として復活させるために、軌道に乗るまでの支援について伺います。

○議長（石原幸雄君） 環境経済部長藤田 聡君。

○環境経済部長（藤田 聡君） 山本議員御指摘のとおり、営業収支計画によりますと、令和2年度及び3年度は赤字となっておりますが、民間企業として早期の黒字化を目指して経費節減に取り組む一方、民間のノウハウを生かした大胆な戦略で収入増を目指し、可能な限り早急に経営を軌道に乗せることが重要となります。

先ほど申し上げました牛久市との賃貸借契約書には、2月から会社としてスタートを切ったばかりであることから、令和2年2月と3月の賃料につきましては請求しないこと、さらには令和2年4月から令和5年3月までの期間の賃料につきましては、毎年度末の決算見込み状況を考慮し支払を猶予することができることの2点を賃料の特例として盛り込んでおります。これは、決算見込み状況により賃料を部分的に猶予することを想定したものです。経営が軌道に乗るよう支援していくことが、早期の黒字化につながるものと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 賃料の猶予と免除ということで、じゃあ5,000万円ちょっとという金額になるのでしょうか。わかりました。

次に、第三セクターの支援する新部署について質問いたします。

エスカード牛久ビルと牛久シャトー、こちらの第三セクターを支援するとして新しい部署が経営企画部のもとに設置されました。どちらも同じ第三セクターで、まちのにぎわいを取り戻すという目的は共通かもしれませんが、その手法は異なるものであり、それぞれの支援の考え方について伺います。どちらも業績不振のため撤退したその後を再生させるという大変困難な事業であります。地域の活性化のためには市がかかわっていくべきとして、貸し付けをし、または出資をし、財政的援助をしてまいりました。

この困難な事業を行う課を経営企画部に置いた経緯と人数について、報道では4人と言われておりましたが、課長も合わせて4人で対応していけるのでしょうか。また、報道では、このプロジェクトチームを10人ほどで発足させ、市民の意見を反映させるとありましたが、その具体的な手法についてお尋ねいたします。

○議長（石原幸雄君） 総務部長植田 裕君。

○総務部長（植田 裕君） エスカード牛久ビルと牛久シャトーの支援の考え方につきましては、これまで環境経済部と建設部において行ってきた支援をベースに、これまで以上に住民視点、利用者視点を取り入れた支援について担当課とプロジェクトチームが一体となり、市としてでき得るあらゆる支援について検討・実施してまいります。

また、エスカード牛久ビルと牛久シャトーの支援を市の重要な行政課題と位置づけ、経営企画部に創生プロジェクト推進課を設置いたしました。

職員配置につきましては、現在調整を行っているところであり、近年の職員の採用が予定数に達しないという状況もありますが、最適な人材を配置することで対応可能であると考え、若い世代の職員を中心にプロジェクトチームを編成し、緊密な連携をもってにぎわいの創生に取り組み、必要に応じて市民の声を聞き、住民視点、利用者視点を念頭に置きつつ、市民参加型の支援策などについて検討を行い、繰り返しになりますが、市としてでき得るあらゆる支援について検討を実施してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） プロジェクトチームには若い世代の職員の方という御答弁でした。新しい豊かな発想力に期待したいと思いますが、人数についての明確な御答弁はございませんでした。限られた人員の中でという配慮になるのかもしれませんが。今までの対策室、室から課へとなりますので、重要課題として取り組む体制をしっかりとお願いしたいと思います。

それでは、3点目は防災に特化した課の新設について質問いたします。

昨年10月の定例会で、市長から、多発するさまざまな災害に迅速かつ的確に対応するため、防災に特化した部署を新たに設置する予定であることが述べられました。令和2年度の組織機構では、地域安全課と防災課となりましたが、まず初めにそれぞれの担当事務と人数について伺います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） 令和2年度の新たな組織の一つとして、現在の交通防災課を、交通防犯部門を担当する「地域安全課」と、消防防災部門に防災の広報活動に関する業務を加えた「防災課」とに分割し、業務の専門性を高めることにより、近年多発し被害が甚大化している災害への対応力の向上、牛久市の防災力の強化を図ってまいりたいと思います。

来年度の人員につきましては、現在、職員の配置を調整しているところでございますが、稲敷広域から消防防災業務に長年従事した職員を再任用にて採用する予定をしております。できる限り職員体制の充実を図ってまいります。

今回のコロナウイルスもそうですけれども、やはりそういうある程度の特化した部分がないと、やっぱり相応の何でも対応ができないということでございまして、これは防災課をつくる一つの大きなものとしては、いろいろ災害が多く起こっている状況で、先々のいろいろなシミュレーションをどんどん課題を持ち、そして職員で共有するということ。

あと、もう一つは防災士会というものがこし発足します。ですから、そういう多くの方、消防団、それから防災士会、そういう方で防災に特化したものをつくっていただくということで、これから人数に関してはちょっと職員の数も例年よりいろんな課ができていますので苦慮しますが、しかし全庁挙げてこの防災に関してもしっかりとやりたいということでつくりまし

た。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 防災課に対する市長の熱い思いを聞かせていただきました。

市民との広報、情報共有ということもとても大切になってくるのかと思います。その観点で幾つか質問したいと思います。

まず、去年のことになるんですけども、台風15号の際の防災無線とFM-UU、こちらの情報提供の対応に関してです。

私が住んでいる地域においても長時間停電となり、電話もつながらず、今地域がどのようになっているのかわからない状況でした。防災無線での情報提供もなく、台風一過の後、たしか9時ごろだと思いますが、ラジオのFM-UU、私もつけましたが、音楽が流れ続けているだけで災害情報を耳にすることはありませんでした。

防災無線が聞こえにくい場合の補完機能としてFM-UUの役割があると認識しておりますが、災害時における連携はどのようになっているのでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 市民部次長小川茂生君。

○市民部次長（小川茂生君） 防災無線による放送では、市民の生命や財産を守るために必要な情報である地震や風水害等に関する情報や国民保護に関する情報、またはこれらにかかわる避難勧告等の情報、行方不明者に関する情報などを放送しております。しかしながら、気象条件や地理条件、また周辺環境等に影響されやすく、放送内容が聞き取りづらくなってしまう場合がございます。

これを補完するため防災ラジオや放送内容をフリーダイヤルで聞くことができるサービス等を活用するとともに、特定非営利活動法人牛久コミュニティ放送と災害時における情報発信に関する協定を締結し、さまざまな手段による情報発信を行っております。

昨年9月の台風15号への対応では、気象警報が発令された際に、防災無線を放送するとともに、FMうしくうれしく放送におきましても気象警報や台風の情報などを緊急放送しております。

しかしながら、停電の情報につきましては、市でも東京電力パワーグリッド株式会社から明確な復旧情報を得られませんでした。

台風15号の際、FMうしくうれしく放送では、台風接近前の9月8日午後9時から翌日午前8時まで、30分から1時間置きに、聞いている方を不安にさせず、過度なあおりとならないことを心がけ緊急放送を行っており、また午前10時以降の生放送の時間帯では、番組の合間などに災害情報を放送しておりました。

議員御指摘の午前8時から午前10時までの時間帯におきましては、台風が過ぎ去っていた

こと、また停電の長期化が予想できなかったこともあり、災害情報の放送はしておりませんでした。

今後は、特定非営利活動法人牛久コミュニティ放送を初めライフライン各社とも、より緊密に連携を図りながら、市民に必要な情報を適時提供できるよう努めてまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 停電していない地域の人は、停電があったことすら知らない人も多く、もし防災無線などで停電が起きていることを知っていたら何かしら手助けをしてあげることができたのという言葉かけもいただきました。情報を共有することの大切さは、このような場面にあるのだと思います。

12月議会の折の御答弁で、停電への対応として、市の保健センターを避難所として開設していたこと、また断水対策として市役所、そして三日月橋生涯学習センターに給水所が開設されていたそうですが、そうした情報も防災無線などで流れていればもっと違った活用がされたのではと思うところですので、さまざまな情報ツールの活用をお願いいたします。

次に、避難所の設置に関して伺います。

台風19号の災害対応として、避難所が3カ所、台風21号では2カ所設置されましたが、どれも福祉避難所であり、日ごろ避難訓練などで想定している2次避難所ではありませんでした。どうしてこのような対応になったのかと市民の方からも疑問の声があり、特に三日月橋生涯学習センターなどは稲荷川の近くでもあり、牛久三中に避難したほうが安全であるのとした声もありました。三日月橋には約40名の方が避難をされたようですが、高齢者が多い中、毛布など届かなかったとも聞いております。防災計画ではない避難所になった経緯について伺います。

○議長（石原幸雄君） 市民部次長小川茂生君。

○市民部次長（小川茂生君） お答えいたします。

台風19号への対応では、三日月橋生涯学習センター、奥野生涯学習センター、総合福祉センターの3カ所、台風21号の際は三日月橋生涯学習センター、奥野生涯学習センターの2カ所を避難所として開設いたしました。

それらの開設の経緯につきましては、新地行政区、島田行政区、直行政区の第1次避難場所である各行政区公会堂につきましては、土砂災害警戒区域内に位置することから、土砂災害発生の危険を考慮し、2カ所の生涯学習センター及び総合福祉センターを第1次避難場所として開設したもので、これら3行政区は令和2年度4月より各生涯学習センターを第1次避難場所に変更する予定です。また、三日月橋生涯学習センターにつきましては、付近に稲荷川や牛久沼があり危険であるということですが、同生涯学習センターは海拔10.8メートル

に位置しており、南側に位置する龍ヶ崎市の地域は海拔5.2メートルから7.2メートルであることから、浸水する危険性は極めて低いものと判断し、第1次避難場所として開設しております。

また、毛布等の備蓄品が届かなかったということでございますが、事前配布をしてありました毛布が不足し、再配布に時間がかかったという事実があったことから、今年度より各施設に必要な数の備蓄を進め、さらに台風などの場合は上陸前に再配布するなどの対応をとってまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 確かに3行政区の公会堂は土砂災害警戒区域内であるとは伺っております。それならなおさら前もって別の第1次避難所を設定し、地域の住民に情報を伝えておくことが大切であるのは言うまでもありません。早目、早目の対応をお願いしたいと思います。

それでは、最後は防災マニュアルについてお伺いいたします。

今回、防災課を設置するに当たり、市としての防災体制の整備だけではなく、市民の意識の啓発と情報の共有化を行い、自助、共助、公助へとつなげる取り組みも重要であると思われまます。そのための防災に特化した防災ガイドブックまたは防災マニュアルと言われる冊子の現状はどうでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 市民部次長小川茂生君。

○市民部次長（小川茂生君） 牛久市では、昨年1月から12月までの間に各行政区や学校区等で約50件の各種の防災訓練等に5,000人の市民の方々が参加し、各種の冊子やパンフレットを配布、説明し、防災意識の向上を図っております。冊子やパンフレットにつきましては、各種の防災訓練等で市民の方々から寄せられた疑問や御意見を、交通防災課において牛久市に合った市民にわかりやすい内容の冊子やパンフレットを作成し、市民からは好評を得ており、市ホームページにも掲載しております。

今後は、市民のニーズに合った冊子やパンフレット等を作成してまいります。

また、暮らしの便利帳には、ゆれやすさ防災マップや地震災害時における命を守るポイントなど、防災に関する情報も掲載されており、全戸に配布しております。

今年度以降も各行政区で実施する防災訓練のほか、平成29年度から継続的に実施している全行政区を対象とした学校区ごとの避難所開設運営訓練もさらに実災害に即した内容とし、一人でも多くの市民の方々に訓練に参加していただき、官民が一体となって災害に強いまちづくりを進めてまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 暮らしの便利帳に掲載されているのは、私も存じておりますが、多く

の情報の中の一つでありますし、パンフレットにしても普通紙に印刷したものが何枚もあるような状況です。また、土砂災害警戒区域、このマップは印刷も小さくカラーでないため、高齢者にはいささか見にくいと思われます。

これらを集約して、防災のみに特化し、1冊にした防災マニュアルは、やはりいざという際のよりどころとして必要ではないでしょうか。そして、それは保存版としたしっかりとした装丁のものでなければ意味がないと思います。いま一度防災課を組織するに当たり、防災マニュアルに考え方について伺います。

○議長（石原幸雄君） 市民部次長小川茂生君。

○市民部次長（小川茂生君） これまで、牛久市ゆれやすさ防災マップ、牛久市土砂災害警戒区域指定箇所マップ、我が家の地震対策マニュアル、牛久市避難所運営マニュアル、風水害や土砂災害に備えて、最新の食料備蓄方法は、Jアラートとはといったチラシ、パンフレットなどを作成し、防災訓練や各行政区を通じて配布させていただきました。

今後は、議員御提案のような情報を取りまとめた冊子などの作成も検討させていただきますので、御理解賜りますようお願いいたします。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） それでは、よろしく願い申し上げます。

では、2番目です。新年度からのフレイル健診の導入に向けて伺ってまいります。

厚生労働省は、要介護になる手前のフレイルの人を把握するため、75歳以上の後期高齢者を対象に今年度から新たな健診を導入することを決めました。フレイルとは、高齢になって心身の活力が落ちた状態を指し、健康と介護が必要な状態との中間に位置づけられています。フレイルに注目が集まるのは、この時期に生活に気をつければ改善の余地が残されているからで、自立して生活できる健康寿命を延ばし、介護が必要になる人を減らすことで社会保障費の伸びを抑える狙いもあると言われています。

牛久市では、新年度からのフレイル健診の導入に向けてどのような取り組みが行われているのでしょうか。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長内藤雪枝君。

○保健福祉部次長兼健康づくり推進課長（内藤雪枝君） フレイル健診では、問診票によりスクリーニングを行い、医療や介護のデータ分析による地域の健康課題をもとに、医療専門職が健康教育や健康相談等の保健事業を実施するものとなっております。現状では、それぞれ実施している高齢者の保健事業と介護予防事業について、一体的な実施を推進する事業として、国は令和2年度から令和6年度までの5年間で全国での実施を計画しております。

当事業は、後期高齢者医療広域連合からの委託を受け、市町村が実施するものとなっております。

ますが、実施に当たりましては検診委託機関等の関係機関との連携体制の構築や実務に携わる医療専門職増員の予算化、健康課題抽出のための各種データの分析方法の検討などが必要であるため、牛久市では令和2年度を準備期間とし、令和3年度からの実施を検討しております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 牛久市では令和2年度は準備期間ということで、令和3年からというお言葉でしたので、次の質問、改善指導について伺おうと思っていたのですが、具体的なところはまだちょっと出てこないようですので、また改めてその質問はさせていただきたいと思います。

3番目の質問に参ります。

昨年1月から3月にかけて、牛久小地区社協において、産官学が連携した認知症フレイルを予防し健康寿命を延ばす取り組みが行われました。日本における認知症予防の第一人者である東京医科歯科大学の朝田先生のお話が聞けるということで、オープニングの講演会にはホールに座り切れないほどの多くの人が集いました。

私も参加いたしました。認知症やフレイルに対して、明るく前向きで熱量たっぷりの先生のお話に引き込まれました。物忘れやフレイルを吹っ飛ばせ！「人生カッコよく」プロジェクトとするキャッチフレーズからもその意気込みが感じられますが、楽しみながら参加できるさまざまなプログラムに約1,600名の体験者が参加し、その取り組みは新聞などにも取り上げられました。

この事業が牛久小学校区地区社協で行われるようになった経緯についてと、その成果についてお聞きいたします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長内藤雪枝君。

○保健福祉部次長兼健康づくり推進課長（内藤雪枝君） 牛久小地区社協において、認知症フレイル対策を行うに至った経緯につきましては、平成30年11月に認知症予防等の第一人者である朝田 隆先生から、厚生労働省の補助金を活用した認知症・フレイル等の予防及び早期対応等の効果的な取り組みに関する調査を行うため、地域の方が定期的に集まれる場所を提供していただきたいと、市に対しお話がありました。

このことを受け、平成30年度の地区社協の事業として、介護予防を計画しておりました牛久小地区社協にお声がけしたところ、協力していただけることになったことから、平成31年1月から3月にかけて、事業の実施に至ったものであります。

この事業は、介護予防と初期集中支援チームをつなぐという観点から、認知症予防をすることにあり、その要素として、集う、継続する、つなぐという3つの要素があり、延べ1,60

0名を超える参加者が継続して参加されたことにより、若干ではありますが改善傾向が見られたことから、集う、継続するについては成果が見られましたが、初期集中チームなどにつなぐに関しては今後の課題と考えていると聞いております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） この事業においては、牛久小地区社協のボランティア、そして認知症家族の会の方がサポーターとして受け付けなどのお手伝いを行いました。事業を通して、地域の方たちとのつながりができ、買い物などでまちで顔を合わせると挨拶をするようになったというお話も聞きました。こうした地域のつながりができたことも、ある意味では事業の成果と言えるのではないのでしょうか。

ところで、この事業を引き続き行いたいとの先方からの要望があったのだけれども、市としては行わないという結果で、開催に至らなかったと聞き及んでおります。参加者の方からも、サポーターの方からも、開催してほしいという声が私にも届いていただけない、残念と言うほかありません。

オープニングの際に、朝田先生からは、予防の取り組みは継続することが大切で、地域の住民が出かけることが楽しみになるような場所をつくる必要がある。それが認知症の予防に有効な社会交流の場にもなると指摘されていました。

この事業に支援する立場の人も含めて、集まった人たちがつながっていくことが大切であり、一回事業が行われて終わりではなく、つなげていく仕組みづくり、それが望まれているのは言うまでもありません。今後、このような地域での介護予防やフレイル予防を市としてどう展開していくのか、お尋ねいたします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長内藤雪枝君。

○保健福祉部次長兼健康づくり推進課長（内藤雪枝君） 介護保険法の施行後、高齢化の進展に伴い、介護予防対策は国からさまざまな対策が示されておりますが、介護予防は身近な地域で地域の人とのつながりの中で実施することが効果的であるため、市の役割は、地域住民がみずから実施できるよう支援することと考えております。

具体的には、平成16年から、うしくかっぱ体操普及員、シルバーリハビリ体操指導士を育成し、現在、合計420名のボランティアが行政区や地区社会福祉協議会単位のサロン、介護予防教室96カ所で体操指導を実施しています。このボランティアによる教室は、地域のつながりを深め、地域で継続した介護予防を行う場として定着し、市で行っている教室の受け皿にもなっております。

さらに、平成30年度からは、認知症予防リーダー32名を養成し、今年度は地域での認知症予防教室が14行政区で開催されております。

新たなフレイル健診の対象者は75歳以上となっておりますが、市では平成30年度から、65歳以上を対象に、行政区ごとに行っている介護予防教室の中で独自にフレイルチェックを行っております。フレイル該当者には、該当項目により、市の口腔教室や認知症予防教室、体力アップ教室において指導を行っております。

今後の地域における介護予防やフレイル予防につきましては、地域特性等を検証した上で、現状の介護予防事業に加えて専門職による個別指導とともに、地域の教室等において円滑に介護予防が実施できるよう、定期的な介護予防ボランティアの育成とスキルアップ研修、専門職派遣による実地指導等を検討してまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 今、御答弁にあった行政区ごとの介護予防教室、たしか元気教室という名前かと思います。昨年、私の行政区でも行われ、私はまだ65歳以上の対象者ではありませんでしたが一応参加させていただいて、和気あいあいと幾つかの検査を受けてきました。

牛久地区社協で行われた朝田先生の事業に1,600人の方が参加されたのも、とりもなおさずそこが楽しい場所であったからこそだと思います。出かけることが楽しみなるような場所を地域にどれだけつくれるかが鍵になると、それらを拝見して感じたところです。

それでは最後に、介護予防、病気予防の国からの交付金について質問いたします。

フレイル予防が重要なのは、健康寿命を延ばし、朝田先生が言われていたようにいつまでも人生を格好よく楽しく生きるためですが、国においては社会保障費の削減にも狙いがあると言われています。その施策として、今年度から、国は高齢者の自立支援や要介護度の維持改善に取り組み、成果を上げた自治体に保険者機能強化推進交付金を倍増するとしています。同じく、病気の予防に積極的に取り組む自治体にも、保険者努力支援制度の交付金を増額するということです。

市のこれまでの交付金の推移とその内容について、また特に牛久市の取り組みとして効果が出ているものや、これから強化して取り組むべきことなどをお示ください。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部次長内藤雪枝君。

○保健福祉部次長兼健康づくり推進課長（内藤雪枝君） まず、保険者機能強化推進交付金については、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に向けた市町村及び県の取り組みを支援することを目的として、平成30年度より創設された交付金になります。60項目を超える評価指標により、市町村の取り組み状況の評価が点数化され、毎年全国で約200億円の交付額のうち、190億円が市町村を交付対象としており、10億円が都道府県を交付対象としています。評価点の点数に応じて交付金が配分される仕組みとなっております。

牛久市の交付実績は、平成30年度は564万8,000円で茨城県内では37位、令和元

年度では916万1,000円で茨城県内では30位という交付額の順位となっております。平成30年度から令和元年度にかけて351万3,000円交付額が増額になった主な理由としましては、生活支援体制整備事業、地域ケア会議の開催が評価点の上昇につながったことによるものと考えます。また、今後は、評価の低い項目である在宅医療・介護連携推進事業及び認知症総合支援事業等をさらに進めてまいりたいと考えております。

次に、保険者努力支援制度交付金については、平成30年度の国民健康保険制度の都道府県化に伴って創設されました。特定健診受診率などの12の大きな指標について、市町村の取り組み状況の評価を点数化し、毎年、獲得した点数に応じて約500億円を全国各市町村に配分する仕組みとなっています。

牛久市での交付実績は、平成30年度で4,267万6,000円、被保険者1人当たりの交付額としては茨城県内で2位、全国1,741の市町村の中では228位。令和元年度は3,786万6,000円で、茨城県内で7位、全市町村の中では737位となっています。平成30年度から令和元年度にかけて交付額が減少している主な理由は、評価対象である平成28年度の特健診の受診率が40.46%と平成27年度に比べ0.84%下降したこと、ジェネリック医薬品の使用割合が2年連続全国平均を下回っていること、他市町村の評価点数が高くなり、配分割合が低くなったことが挙げられます。

今後は、特定健診受診率の向上とジェネリック医薬品の使用率の向上に向けて努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 介護予防の交付金は令和元年度は増額になり、病氣予防のほうの交付金は減額との御答弁でした。多くの指標を採点して、それでよければ交付金がふえ、低ければ交付金が減るといった、このような制度が必ずしも手を挙げて賛成できるものではありませんが、制度がある以上、より多くの交付金の配分を受けることは、翻って市民へのサービスにつながることを考えればいたし方ないとも考えます。

それでは、最後に、新年度からの児童クラブについて伺ってまいります。

小学校が臨時休校となり、きのう、市役所のロビーは児童クラブの申し込みをする保護者の方が途切れることなく訪れておりました。いかに児童クラブが働く母親や父親にとって重要なものであるのか、そして切実な思いに応える場所であるかを物語っているのを感じました。

ところで、児童クラブは4月から国の基準が緩和され、職員の数や資格について、基準は残すけれども自治体が従う義務はないことになりました。そこで確認いたしますが、今の児童クラブの支援員の体制はどのようでしょうか。そして、4月からこの体制に変化があるのかどうか伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長吉田茂男君。

○教育委員会次長兼教育企画課長（吉田茂男君） 放課後児童健全育成事業、いわゆる児童クラブの運営に従事する支援員数については、現在厚生労働省令で定める基準に従わなければならないこととなっております。そして、その基準は一クラス40人のクラスにおいて2名の支援員を配置するというものです。

牛久市の児童クラブにおいても、この基準ののっとり児童20名に1人の支援員を配置しております。そして、その基準そのものの変更はありませんが、令和2年4月1日より、従うべき基準から参酌すべき基準へと緩和されまして、例えば児童40人に1人の配置であっても法令違反とはならないというものになりました。

4月以降の牛久市の児童クラブにおきましては、この参酌すべき基準となった後も、児童の安全の確保については最大限の留意が必要であるとの考え方から、現在と変わらない体制で運営していきたいと考えております。40名に対して2名の支援員を配置する基準となっておりますので、40名を超えるようなクラスにおきましては3名の支援員を配置する運用を行ってまいりたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） わかりました。

それでは次に、会計年度任用職員制度への移行について、その場合の待遇について伺ってまいります。

支援員の任用については資格要件があり、それを満たさない場合は補助支援員としての任用となり、クラスに1人は資格を持った支援員を配置するとしていたと認識しておりますが、これについてはそのまま配置されていくのでしょうか。

また、主任と副主任については、各クラブで長い経験がある方が担っており、ほぼ異動することもないように伺っておりますが、この制度については継続されていくのでしょうか。

この主任、副主任の制度についてですが、支援員同士の連携がうまく回っている場合はよろしいのですが、ずっと長く変わらないことで、つまり固定化することでのデメリットもあるのではと推測するところではあります。といいますのも、あるクラブにおいて、主任の支援員に対する指導が極めて強い場面があるということを目にいたしました。主任としての責任感から来るものかもしれませんが、そのような状況を把握していらっしゃるのかどうかも含め、お考えをお聞きいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長吉田茂男君。

○教育委員会次長兼教育企画課長（吉田茂男君） 児童クラブの支援員は、4月以降、会計年度任用職員の身分となりますが、その職は資格を持たない補助支援員、それから有資格である

支援員、有資格者の中で現場のリーダーとなるリーダー支援員、そしてそのリーダーを補佐するサブリーダー支援員という4つに分類されます。そして、それぞれの職に応じて給料表が設けられるようになります。

なお、厚生労働省では、平成27年から令和元年までの5年間を経過措置期間としまして、放課後児童支援員の資格認定研修を修了していない者であっても、令和元年度末までに研修を修了することを予定している者を放課後児童支援員とみなす運用を実施してまいりました。4月以降は逆に、有資格者と資格を持たない者を区別した厳格な運用が必要となります。1クラス40名のクラスでは、必ず1名の有資格である支援員を配置することとなります。牛久市では、この経過期間の5年間の中で84名の方が県が実施する放課後児童支援員認定資格研修を修了しておりますので、十分な対応ができる状態でございます。

また、主任や副主任につきましては、現場の経験が豊富で日常の運営のまとめ役としてお願いしていたものであり、今後はリーダー、サブリーダーというふうな呼び方をしたいと思っております。議員の御指摘では、固定化することによるメリットもあるのではないかとということですが、先輩職員としてのアドバイスが強い語気で行われ、きつく感じられることがあったのかと思われます。4月以降、リーダー、サブリーダーとして任用される方には、現場の円滑な運営を第一にしたアドバイスのあり方等を、研修等を通じて指導してまいります。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 次に、児童クラブが、安全・安心な場であるための取り組みについて伺います。

学校でもなく、家庭でもない、第三の居場所としての児童クラブはその大前提として安心・安全でなければなりません。そのために各クラブにおいてさまざまな取り組みがなされていると理解しておりますが、具体的なものについてお示してください。

また、教室内における安全はもとより、保護者のお迎えの際の安全などについても注意を払う必要があると思われまます。例えば、中根小の児童クラブ、こちらは約300名近くの児童がおり、3カ所に分かれて運営されておりますが、その中で体育館の近くのプレハブ2階は体育館を使う大人の出入りもあり、保護者以外の人が行き来する状況です。このプレハブは入り口が1つで階段も1つしかないため、不審者などが侵入した場合、逃げ場がなく危険を感じるために、防犯カメラをつけてほしいという要望があります。また、保護者がお迎えに使っている小学校下の駐車場、こちらでは接触事故が起こっているとも伺っております。夕方の薄暗い中でのお迎えで、誰もが急いでいることもあり、そのような事故があるのやもしれません。そういった安全対策についてのお考えを伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長吉田茂男君。

○教育委員会次長兼教育企画課長（吉田茂男君） 児童クラブは、保護者が労働等により昼間家庭にいない場合に、適切な遊びと生活の場を提供するものであり、安心・安全を第一に運営を実施しております。

毎月の主任会議では、各児童クラブで起こった事故や冷やっとしたような事例を共有して、予防策等についての話し合いを実施しております。

また、茨城県放課後の居場所づくり推進アドバイザーによる現場研修の実施や交通安全教室の開催、また不審者対応訓練や避難訓練等についても各児童クラブ単位で実施しているところ です。

なお、最近の児童クラブの運営においては、支援を必要としている児童への対応が課題とな っております。このような児童への対応についても、平成30年度からは特別支援学級での豊 富な指導経験を持つ教員のOBの方をスタッフとしてお迎えしまして、定期的に各児童クラブ ごとにケース会議を行い、対応しているところでございます。

ところで、中根小児童クラブですが、市内の8つの児童クラブの中でも最もお預かりしてい る児童数が多く、また施設的にも3カ所に分かれて運営しているため、保護者の皆様にもさま ざまな面で御協力をいただいて運営を実施しております。例えば、お迎えの際の駐車場につき ましては、体育館前のスペースが夕方以降の体育館の一般開放で使用されている方々もいらっ しゃることから、南側の砂利敷きの駐車場を利用いただいております。今回、保護者の方がお 迎えの際に接触事故がありましたが、市としても警察の捜査に対して可能な限りの協力をして いるところです。

そのような中で、駐車場における安全確保の方策との御質問ですが、確かに日没が早くなる 秋から冬にかけての時期は、一番送迎の多い5時半から6時ごろでも既に暗く、そのように考 えますと照明等の確保についての必要性も考えられ、検討してまいりたいと思います。

また、体育館前の建物の防犯カメラの設置についてであります。建物の構造上、いざとい う場合に逃げ場がないということは確認しております。そこで、体育館前の建物で勤務する支 援員には、仮に不審者等が侵入してきた場合を想定して、消火器等を使用した対応のシミュレ ーションなども実施しているところですが、防犯カメラの設置については抑止力を高めるとい う見地からも実施したいと思います。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） それではよろしくお願ひ申し上げます。

児童クラブの課題として多いのは、何といたっても支援員の確保です。牛久市も例外ではなく、 毎年支援員の募集については苦慮されていると推察いたします。

特に、夏休みなどの長期休暇の際は、シフト制で早番、遅番があるため、人数も必要となり、

支援員の確保が難しく、ぎりぎりまでシフトが決まらないとも聞くところです。支援員で賄えないところは人材派遣の支援員が充てられていると思いますが、最近の状況はどのようでしょうか。人材派遣の人数と任用状況について伺います。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長吉田茂男君。

○教育委員会次長兼教育企画課長（吉田茂男君） 児童クラブの支援員の必要数を確保する方策としましては、平成29年の夏休みの対応から派遣による不足分の補充を行っておりまして、条例の改正を経まして、平成30年度からは通常の運営においても活用しているところです。

令和元年度においては、2月末現在、市任用の支援員が105名、人材派遣による支援員が11名であり、各児童クラブに派遣の補助支援員が1名から2名配置されている状態です。

人材派遣の活用につきましては、市任用の支援員を募集した後に、不足分について派遣会社から派遣していただくようにしておりまして、その人材については事務局の担当職員と現場の主任支援員との面会を経て、配置を決定するというような運用をしております。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 牛久市の児童クラブは各小学校に設置され、学校長が施設長でもあり、学校との連携がとりやすい環境であることは大きなメリットであると考えます。牛久市のように公設公営で行う児童クラブは、子育てや教育はどこにいても誰でもひとしく受けることができるという理念からは望ましい形であると考えますが、支援員の確保や人材派遣との連携など、昨今、課題も出てきたように思います。

最近では民間に委託する自治体がふえ、近隣では龍ヶ崎市が、民間のノウハウの導入により、人材を確保し安定的な運営ができるとして、4月から児童クラブを委託することになりました。また、指定管理者制度を導入している自治体もある中で、これまでの牛久市の公設公営の児童クラブ、将来的な運営についてのお考えを最後にお尋ねいたします。

○議長（石原幸雄君） 教育委員会次長吉田茂男君。

○教育委員会次長兼教育企画課長（吉田茂男君） 茨城県内におけます児童クラブの運営形態についてですが、令和元年5月1日現在で、県内684施設のうち公設公営のものが270施設で39.5%、民設民営のものが182施設で26.6%、委託等による公設民営のものが232施設で33.9%という状況です。

委託先としましては、株式会社やNPO法人、社会福祉法人や学校法人などさまざまではありますが、県内の26の自治体で委託による運営を実施しております。

ところで、牛久市の児童クラブの運営は、他市町村に先駆けまして教育委員会の所管で実施し、学校等との連携のもと、公設公営での運営を実施してまいりました。このことは、保育という視点に加えまして、家庭教育支援という視点からの事業展開にもつながっているものと思

っております。

一方、現状では、保育や教育は女性が多く活躍している職種であります。児童クラブの開設時間が放課後から延長を加味しても19時までの5時間程度で、勤務時間が短いことや、またそもそも小さなお子さんを子育て中の方には難しいということもありまして、支援員の高齢化と人材確保ということが課題となっております。そして、これらの課題は牛久市に限ったことではなく、他の市町村で民間委託が広まっている大きな要因の一つと思われまます。

そのような中で、児童クラブ運営の本質は、安全・安心に児童を預けられる保育の質の確保であると考えております。そして、そのことが最も担保できる運営形態とはどのようなものなのか、現在の公設公営での運営に固執することなく、公設民営での運営や民間事業者の育成などといったことを、考慮を常に進めていきたいというふうに考えております。

○議長（石原幸雄君） 山本伸子君。

○5番（山本伸子君） 子供にとって一番は何かということ、今後、中長期的な視点でお考えいただきたいと思ひます。

冒頭申しましたが、臨時休校で、児童クラブは朝から一日子供たちを預かることになり、教育委員会や担当の職員の方々にはその対応で大変お忙しい中、丁寧な御答弁をありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（石原幸雄君） 以上で5番山本伸子君の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は15時25分といたします。

午後3時16分休憩

午後3時28分開議

○議長（石原幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を継続いたします。

次に、16番黒木のぶ子君。

〔16番黒木のぶ子君登壇〕

○16番（黒木のぶ子君） 皆さん、大変お疲れさまでございます。

質問は一問一答で進めていきたいと思ひます。会派は市民クラブ、また地域政党であります茨城県民フォーラムに所属もしております黒木のぶ子です。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず最初に、空き家対策についての質問をいたします。

この空き家問題は、多くの市町村で今後ますます深刻化していく課題であるかと思ひます。特に東京への通勤者のベッドタウンの牛久市でも、あちらこちらに空き家が目立ち、2019

年、昨年の10月1日現在、牛久市での空き家件数は622件とのことですが、空き家は放置されればされるほど、その期間によって倒壊のおそれがあり、景観悪化はもちろんのこと防災の面でも大変懸念されてまいります。

人口減少と超高齢社会の中、空き家は確実にふえ続けるわけですが、どうしたら空き家を減らすことができるのか、十分にあらゆる視点からの議論が必要になってくるかと考えます。

前に、空き家対策についての質問につきましては、利活用ということで質問いたしましたが、なかなか住宅の中におきましては、例えば駐車場が狭いとか、日当たりが悪いとか、いろいろな諸条件を加味しますと、たすきに短し何とかというような言葉がありますけれども、なかなか適当に利活用ができないという現状もあります。

そうした中、2015年、空き家対策特別措置法が施行され、市町村が、倒壊の危険がある空き家については特定空家に指定することで、所有者に取り壊しや修繕などの対策をとることへの助言や指導、勧告、命令することができるようになったわけですが、ここ牛久市に管理されていない空き家が105件あるとのことですが、所有者に法に基づき指導、勧告、命令などができるようになりましたが、空き家の所有者に特定空家と認定し告知する判断の基準についてお尋ねしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 建設部長山岡 孝君。

○建設部長（山岡 孝君） 総務省統計局が実施している平成30年度住宅都市統計調査によると、牛久市内には空き家が4,220件あり、その中で販売行為等がなされていない戸建て住宅が1,420件あるとされておりますが、当市で地域住民による情報提供や市内空き家実態調査により把握している空き家数は、令和2年2月1日時点で714件あり、その中で99件が管理不全空き家となっています。

市では、管理不全空き家の所有者等に対して、条例に基づく助言及び指導文書等を特定郵便物で発送しているほか、市職員による所有者宅への訪問などを行い、所有者等のみずからの手による改善を促しているところです。

しかし、そのような措置を行っても改善が見られない管理不全空き家の中で、本市が定めた空家等対策の推進に関する特別措置法における特定空家等の判断基準に該当すると認められる場合は、庁内関係部署で構成した牛久市特定空家等判定委員会での審議、牛久市空家等対策協議会にて法律や建築等の専門家の意見聴取を経た上で、特定空家等に認定し、特別措置法に基づく助言及び指導を行い、最終的には行政代執行を実施することとなります。

本市の特定空家等の判定基準は、国の特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針、ガイドラインになりますが、これに基づき作成しており、建築物の傾斜や外壁の亀裂などの保安上の危険性、ごみの放置や悪臭などの衛生上の有害の有無、建物への落書

きや窓ガラスが破損したまま放置されているなどの景観への支障の有無、立ち木の繁茂や野生動物のすみつきなどのその他生活環境の保全上支障の有無の4つの判断基準の各項目に、空き家等の状態が該当するか否かを照らし合わせ判断をしております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） 今御答弁いただきましたけれども、特定空家の判断基準は、要するにガイドラインに沿った形で行うというような答弁でしたけれども、やはりその具体的なガイドラインを後で結構ですけれども文書等で示してもらえればと思うんですが、その点についてはできるのかできないのかちょっと確認したいと思います。

○議長（石原幸雄君） 建設部長山岡 孝君。

○建設部長（山岡 孝君） 答弁でお答えいたしましたガイドラインについては、御提出できるものですので、後ほど御用意したいと思います。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） ありがとうございます。

空き家対策特別措置法では、空き家の所有者が勧告されることになれば、土地の固定資産税評価額が6分の1となっている住宅用地の特例がなくなり、税負担が増すとのことです。国土交通省のデータでは、2018年10月1日現在で勧告された件数は708件とのことです。牛久市におきましてこのように勧告した実例があるのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 答弁を求めます。建設部長山岡 孝君。

○建設部長（山岡 孝君） 牛久市においては、まだその勧告を行った例はございません。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） 続きまして、(2) 空き家増の防止策についてお聞きしたいと思います。

まず、住宅の購入時に除却費用を義務化することの御所見をお聞きしたいと思います。

2019年の総務省行政評価局の空き家対策に関するサンプル調査の内容によりますと、略式代執行で取り壊した空き家の解体費用は全額自治体の負担や費用の一部が国または県の補助金利用者が多いとのことであります。これから人口減少時代、日本の人口減少は人類史上経験のないスピードで進むとされておりますので、当然空き家がふえるということは論を待たないことになろうかと思えます。空き家が多くなると同時に、放置される件数も多くなると予測されます。

例えば、その家の継承者がいない場合や、地価が安く、土地の売却金と解体費では解体費の

ほうが高くなるケースや、また老朽化した空き家以外に目ぼしい遺産などがない場合に、相続の放棄や、逆に相続権全家族で誰が相続するとかしないとかの問題で、そういう相続権の困難などから放置されたり、空き家対策特別法の適用物件となる空き家がふえるというふうに危惧するわけです。

空き家対策特別措置法では、空き家を特定空家に認定し、公費で取り壊さざるを得なくなるとのことですが、税金を投入しなくてもよい一つの方法として、解体の費用を固定資産税に上乘せすることが可能であるのかどうか、執行部の御所見をお聞きしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 建設部長山岡 孝君。

○建設部長（山岡 孝君） 近年の住宅施策において、平成28年3月18日に、今後10年の住宅施策の指針として、新たな住生活基本計画、全国計画になりますが、計画期間平成28年度から平成37年度、令和7年度が、閣議決定されました。ポイントは、若年・子育て世帯や高齢者が安心して暮らすことができる住生活の実現を目指す、既存住宅の流通と空き家の利活用を促進し住宅ストック活用市場への転換を加速、住生活を支え強い経済を実現する担い手としての住生活産業を活性化としております。

既存住宅の流通促進策では、不安、汚い、わからないといった従来の中古住宅のマイナスイメージを払拭し、「住みたい」「買いたい」住宅を選択できる情報を提供するため、一定の条件を満たした住宅の広告に、国が商標登録したロゴマークをつける安心R住宅制度が平成29年度に創設されております。このように住宅施策もさまざまな動きが示されてきていることから、住宅購入時の除却費用の積み立て制度の創設につきましても、今後国の動向を注視してまいりたいと考えております。

また、戸建て住宅という個人物件に対する制約を課すことから、多方面からの見地による調査研究の段階であると考えております。

次に、固定資産税の上乗せについてですが、固定資産税算出のもととなる評価額は、地方税法並びに固定資産評価基準により、その算定方法が定められております。評価額は、適正な時価とされており、除却費用を含むことはできません。そのため、現状においては、固定資産税への解体費用の上乗せの義務化については、国においての新たな法整備等が必要になると考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） 固定資産税に解体費用を乗せるというのは大変なことでありますし、やはり国の動向も見ながら進めていきたいというような今の質問でありますので、遅かれ早かれそれは実行するよう形になっていくのかなというふうに思っておりますけれども、先ほど言いましたように、解体費用は結構かかるんですね。それで、牛久市でも空き家の略式代

執行をしたときの除却費が田宮地区で226万8,000円、また刈谷地区では318万6,000円、計545万4,000円かかったとのことですが、略式代執行については家裁が選任された財産管理人によります土地の売却ができた場合とされておりますので、この2つの物件につきまして、税の投入についてはどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 建設部長山岡 孝君。

○建設部長（山岡 孝君） 2件の略式代執行の費用につきましては、現在、市の一般会計において歳出しているところでございますが、議員のほうからも今お話がありました財産管理人の申し立てのほうを裁判所のほうに手続をしまして、売買のそういった手続に入っているところでございます。

また、議員のほうからいろいろお話がありましたが、そういった空き家の対策に対する問題点等につきましても、今年度、市長会を通じまして国のほうへも要望を提出しているところでありまして、今後につきましても国や県に対してそういった要望についてもしていきたいということ考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） 本当に空き家対策というのは、なかなかその対策といってもこれといって対策の案が浮かばないというのが現状であります。それは民法でしっかりと個人の財産は保障されているということなので、その辺がやはりネックになっているのかなというふうに思っておりますが、空き家増の防止策の2つ目といたしまして、市でアドバイスや相談窓口を常設して流通促進を図るということも必要ではないかと考えます。

空き家の多くは、相続や住みかえ、高齢者の施設入所からなどと言われております。いつか対応しなければと考えつつ、人が住まなくなると時間の経過とともに家は傷み、荒廃の一途をたどることになります。ですから、牛久市でも価格と管理状態が悪く、売買の成約にはなかなか至らないケースとなっているというようなことも過日答弁されておりましたけれども、土日を含めて相談窓口の常設について、御所見をお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 建設部長山岡 孝君。

○建設部長（山岡 孝君） 全国的に人口減少、少子高齢化が急速に進行する中、空き家の増加への対策として、茨城県では対策の主体となる市町村において、所有者等に対する相談体制を充実させることを目的に、平成28年度、平成29年度及び平成30年度に、市町村が開催する空き家相談会に、県から専門家である弁護士、司法書士、宅建士、建築士を無料で派遣する事業を実施し、牛久市におきましても平成30年1月27日土曜日に県の制度を活用して無料相談会を実施いたしました。

平成30年度からは、牛久市空家等対策計画の取り組みとして、良好で快適な住環境を提供

するための空家等の発生予防と抑制対策にもうたっている、気軽に相談できる体制の整備の構築として、市独自の専門家派遣協力体制を進めるために、平成30年6月20日に茨城県弁護士会、茨城司法書士会、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会、一般社団法人茨城県建築士会と、牛久市空家等無料相談会実施に係る協定を締結し、平成30年度、令和元年度において、年間各4回、土曜日の開催で無料相談会を実施しております。

また、今週金曜日になりますが、3月6日には茨城県弁護士会、茨城司法書士会、一般社団法人茨城県建築士会の3団体と、新たに、空家等対策の推進に関する協定の締結を予定しており、空き家所有者等の相談体制のさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） 専門職等のアドバイスの中で、空き家対策について相談窓口を開設しているということでありますけれども、その回数を常設するということは、再度質問したいと思いますが、どのように考えますか。御答弁をお願いします。

○議長（石原幸雄君） 建設部長山岡 孝君。

○建設部長（山岡 孝君） 相談窓口の常設ということではありますが、毎週土日、これを常設して開設するということは、今御答弁したように、職員だけでなく専門家の方をお願いしているところがございますので、常設自体は難しいところですが、今御答弁したように、改めて別な協定でございますが締結を予定しておりますので、その中で各個別の御相談にも乗っていただけるような内容で協定を締結予定しておりますので、そちらで対応していければと思っております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） 空き家、先ほど言いましたように、私有の財産なのでなかなか難しいと思いますが、ただ相談する中で皆さんから寄せられるのは、今、家がついていれば固定資産税が6分の1であるけれども、例えば更地にしたら逆に6倍の固定資産税がかかる。いつ売れるかわからない中で、先ほど申しましたように、解体すると、今どんどん牛久の土地の地価が下がっておりますので、その辺のマイナスが出てしまうというような、やはり皆さんがそれなりに不動産屋さん等と相談しているわけですから、専門職も必要でしょうけれども、そうじゃないやはり行政マンの方たちの、何といいますか、自分たちの家に対するこれからの問題をちょっと相談して、それで方向性を決めるというようなことも可能である。だから、先ほど答弁いただきましたように、土日、専門の方たちを交えての相談だけじゃなくて、例えばこれからそういう相談をする中で、牛久市の空き家はどういうふうにしたらなくなるのかという、そういう空き家になるような人たちのそのような意向が把握できていくんじゃないかとい

うふうに考えるわけですね。皆さん、今は住んでいるけれども、子供たちは別なところに居を構えているからここは空き家になるんだよというような声も漏れ聞いておりますので、その辺について、やはり今後検討していただければというふうに考えているところです。

なるべく簡潔に、余り言わないようにしますから。

3つ目といたしまして、空き家の所有者の不明化をどうしたら防げるかについて、質問したいと思います。

相続登記がされないことで、所有者がわからない。空き家は、所有者のそのような人生のいろんな環境の変化などで所有者不明土地も多くなっているのではないかとというふうにと考えると、何代も登記されないでいる間に、その土地そのものがかなり枝葉になっているというようなことも聞いております。我々は勉強してやっとわかりますが、皆さんはもう御苦労されているんじゃないかなというふうに思っております。

この登記というのは義務化されていないために、なかなか登記がされていないという中で、どうしても登記後の所有者の人の所在がわからないというようなことも、所有者不明土地がふえているというふうに言われております。これらを減らすために、登記とは別に、遺産相続など相続する人を市町村に申告する、また高齢者で施設入所する場合も遺産の相続人であればしっかりと自分の所在地を申告するというふうなことを、この申告制度を義務づける、そのような条例は我々法律をつくらなければならない、条例化することでその所有者不明土地がなくなるというふうに考えております。

過日、交通体系で県のほうに行きました際にも、先ほど出ました千葉茨城道路、そのときも、もう今は道路等については、土地を離したい人がいっぱいいるから何ら問題なくすぐに実施設計なりできるんじゃないですかと私が質問しましたら、県のほうの職員が、いや実は所有者不明土地がたくさんあって大変苦労しているんだというようなことを言われましたので、そういうこともあるんですねということで、私の今回の質問になったわけですが、このように相続の登記をさせるということにおいて、皆さんの無駄な労力イコール人件費等も使われていないんじゃないかというふうにと考えると、ぜひともご意見を伺いたしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 建設部長山岡 孝君。

○建設部長（山岡 孝君） 平成26年11月27日に制定された空家等対策の推進に関する特別措置法では、第10条空家等の所有者等に関する情報の利用等、第1項において、市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる、

また第3項においては、前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができるとされており、市内部においても、固定資産税情報を有している部署やその他住民記録情報を有している部署及び施設等入所情報を有している部署と連携をして所有者等情報を取得しているところでございます。

また、現在国では、いわゆる相続登記を継続して行っていないことによる所有者不明土地に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、所有者情報の円滑な把握のための措置を講じるといふ税制改正の議論が行われております。具体的には、現に所有している者、相続人等に対し、氏名、住所などの固定資産税の賦課徴収に必要な事項を申告させることができる、義務化するということですが、それができるものとするものでございます。今後、国の税制改正の動向を注視していきたいと考えております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） 質問がみんな国のほうの動向という形になっておりますけれども、牛久市は牛久市の立場でできることがあるのではなかろうかというふうには一方では考えておりますけれども、この議論はちょっと早急過ぎると思いますので、国の動向を見ながら、その辺は直接的に何とかしなければというふうな思いの中ですが、御苦労されるのは全部皆さん執行部の方でありますから、その辺につきましては皆さんのやはり意向が何かということでもありますので、次に移りたいと思います。

空き家増の防止策といたしまして4つ目ですけれども、前に質問いたしましたように、利活用です。帯に短したすきに長しで、なかなか普通の住宅地においては利活用というのはできないんですけれども、そういう中で国のほうが、時限措置ではありますが、譲渡所得に係ります所得税と住民税の軽減があることや、改正建築基準法が施行され、戸建ての住宅の用途変更等が緩和され、福祉施設や商業施設が容易になっているということから、空き家利活用の促進を図るための情報提供とアドバイスを積極的になさってはと考えます。執行部としての御所見をお聞きいたします。

○議長（石原幸雄君） 建設部長山岡 孝君。

○建設部長（山岡 孝君） 国では、平成28年度税制改正により、空き家の発生を抑制するための特別措置を創設しております。その内容は、空き家となった被相続人の住まいを相続した相続人が、耐震改修または家屋の取り壊しをした後に、その家屋または敷地を譲渡した場合、その譲渡に係る譲渡所得の金額から最大3,000万円を特別控除するというものです。ただし、昭和56年5月31日以前に建築された家屋に限られ、また特約等で土地の引き渡し後に建物を取り壊すような場合は適用を受けることができません。なお、相続時から3年を経過す

る日の属する年の12月31日までに譲渡をする必要があり、令和元年12月31日までとされていたものが、平成31年度の税制改革により、令和5年12月31日まで延長され、適用要件も緩和されました。

緩和された要件内容は、これまで相続開始の直前まで、被相続人が家屋に住居していた場合のみが適用対象となっておりましたが、令和元年4月1日以降の譲渡については、要介護認定を受け、被相続人が相続開始直前に老人ホーム等に入所していた場合も一定の要件を満たせば適用対象となります。

このように、所得税法を管轄する国の機関等においても、空き家の発生を抑制するための特別措置が施行されており、各省庁のホームページや牛久市空家対策課のホームページでお知らせをしております。また、窓口での相談や、先ほどの御質問にも御答弁いたしました空家無料相談会においても、制度の周知及び対応を行っているところでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） 続きまして、リバースモーゲージについてであります。この件についてもなかなか今、テレビ等のコマーシャルでやっておりますけれども、こういう制度がありますけれども、やはり民間が民間でやることなので、なかなかその情報が入らないというのが私の思いなので、その現状がどのように、牛久市でそのような利活用をしている人がいるんだよ的なものがあればお聞きしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 市長根本洋治君。

○市長（根本洋治君） リバースモーゲージとは、高齢者向けの住居用の不動産担保の年金的融資であり、高齢者向けの年金のようなものと言われております。自宅を担保として、自宅に住み続けたまま、老後資金の融資を受ける仕組みでございまして、契約者が亡くなった場合、担保とした不動産を売却して借入金の残高を一括返済するものでございます。

自治体や社会福祉協議会などが主に福祉的観点のサービスから提供するものに対し、対象者や資金使途が幅広いのが民間金融機関の特徴とされています。近年、急速に取り扱いの金融機関が増加し、多様化が進んでおまして、自宅の名義は変わらず、そのまま住み続けることができる、月々の返済は利子のみで、元本は終了時に一括返済、融資を一括で受け取る、年金のように毎月分割で受け取るなど、最適なり方を選ぶことができるのとこととでございます。高齢者を対象にした商品でございまして、申し込みが50歳からとしているところが多いようでございます。

また、定年などで収入がない高齢者も融資を受けることができ、年金や貯蓄だけでなく、不安な老後の生活資金を確保することができます。

しかしながら、利用する場合には規定等がございまして、土地を所有している戸建て住宅が

対象で、戸建てにも借地権つき戸建ては利用できないとか、また推定相続人全員の同意が必要となります。土地の所有権として持っている戸建てしか利用できないことは、更地売却を前提としていることから、さらに取り扱っている機関によりますが、土地の評価額が一定以上でないとうりできない場合がございます。

次に、リバースモーゲージの利用価値として一般的に言われているメリットでございますが、今まで現金化できる資産として考えることが少なかった自宅を活用して老後資金を調達できることございまして、デメリットとしては、担保としている不動産価格が変動し、下がった場合の一部元本返済、また金利変動により金利が上昇した場合には借り入れ可能額の減少、毎月返済の利子の増加などが挙げられています。

このように、高齢化、長寿社会におきまして、さまざまな金融機関等においての特徴的な商品が利用されております。

こういう政策につきまして、今、宅建協会からも、金融機関が入ったらどうなのかというのがございまして、さまざまところでこういうこともされています。私、思うんですが、この空き家対策につきまして、私も三、四年ほど前に立ち上げたのがございますけれども、ただやればやるほど我々行政にも非常に費用がかかる。先日も、相続をたどっていくと金沢まで行くしかなかったということ。ですから、行政としてはどうなのかな、やればやるほど経費がかかる事業に対して、それほどの力を注がなくちゃいけないのという話にまづなってきました。

ですから、僕が思うには、やっぱり抜本的な法改正も行うことも重要でございまして、そして本当に先ほど牛久で強制代執行して壊した代金が500万円ほど、まだうちのほうでもらっておりません。それに経費がかかっています。そういうものを加味しながら、これは行政で権限やってもいい、そしてその後の処理も行政でやってもいい。中には、例えば300万円かかったと、そして土地が400万円売れて、その400万円というのはあと差額が100万円、それは行政に積み立てをして、例えば500万円かかったんだけど実際には400万円しか売れなかった、そういうところに充てるような基金をつくっていくと、行政として動きやすいのかなと思う。

また、譲渡する場合は、例えば譲渡した場合、5%は市の経費としてもらうと。やはり経費とかいろんなことを考えていかないと、この空き家対策の抜本的な解決にならないんじゃないかということございまして、そのような法的改正、そしてそのような地方移譲してもらう。そして、そういう抜本的な空き家に対する考え方もしていかないと、これはもうなかなか私は進まないのかなという、私個人の思いでございまして。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） 今、市長のほうから御答弁がありましたように、空き家の所有者、

例えば東京、申請してちゃんとやるとそれにもお金がかかる、更地にしてまたお金がかかる。そのようなことを考えながら、空き家がそのままの状態で放置されていくというのが現実ですし、不動産の方たちに言わせると、不動産のほうに売りたいというふうに出してくれば結構売れる物件もあるというふうには不動産の関係者の方からは聞いておりますけれども、本当になかなか難しい問題です。

ですから、先ほどから御答弁いただいているように、国が抜本的にこの法改正をしていただかないことには、牛久の場合今後大変だからということで、早急な法改正、所有者不明にしる、解体費用の件についても、やはり国のほうに言うていくべきかなというふうに考えておりますし、また牛久市は牛久市としてどうしたら空き家対策にいいアイデアがあるのかということでのそういう仕組みづくりもまた一方では考えていかなければならないのかなというふうに考えております。本当にこれから牛久の場合、団塊の世代がぼちぼち亡くなるような状況になりますと、一挙にもう空き家ばかりになってくるというのが想定されておりますので、その辺についてはぜひ執行部の方たちも真摯に受けとめていただければというふうに思っております。

続きまして、児童虐待について質問をいたします。

これもやはり3回目となりますが、2019年の全国の警察が虐待の疑いがあるとして児童相談所に通告した件数が9万7,842人で過去最多だったと発表し、摘発もまた多くて1,957件とこれも最多を更新されたとのことでした。

子供には子供の生きる権利があり、人間として成長していく上で、大人や社会が保障する義務や責任が課せられ、親は養育責任、国や自治体は権利実現のため、子供や親、保護者を支援し、学校や福祉機関を整える義務があるとされています。

虐待の疑いがある子供たち、またされている子供たちはもちろん、虐待の兆候さえ見過ごさないという姿勢で向き合っている関係機関であるはずなのに、つい最近でも神戸市で発生しました夜中の3時に児童相談所へ駆け込んだ子供を警察へ行けと追い返した事件などもありましたが、助けを求めている子供の話も聞かないで、児童相談所の対応や姿勢、このような関係機関の対応はいかがなものかというふうを考え、本当に子供の大切な命や安全が守られるのかと心配になってきます。

牛久市においても、平成30年度に関係機関と連携した延べ件数が2,912件と少ない件数ではありませんが、延べ数ですと実数が把握しづらく、実数での2,912件の内容と、1人がどのぐらい相談したのか、その回数などについてお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 平成30年度に関係機関と連携した延べ件数2,912件の

主な内訳は、児童相談所335件、学校618件、民生委員児童委員協議会378件となっており、その他保健センターやきぼうの広場など多くの機関と連携しております。

連携の内容といたしましては、虐待に関する相談や保護者の育児の状況、子供の養育に関することなどで、支援に必要な情報の共有を行っております。

連携延べ件数の2,912件の統計は、各機関ごとに連携の件数を計上しており、人数のカウントはしておりません。

実人数として統計がありますのは、平成30年度に家庭児童相談室において市民や関係機関から虐待に関する相談をお受けした154人で、相談延べ件数は1,478件となっております。この実人数154人は、主な相談内容が、虐待や虐待の疑いに関する児童数をカウントしております。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） この延べ数ですと、本当に多い人数になるので、そんなに牛久市は虐待があるのかみたいな話になりますが、実数としまして154人ということです。ちなみに新聞等で報道されました茨城県の平成30年上半年期の虐待を受けている疑いがあるとして警察が児童相談所に通告されている内容は、子供の前で家族が暴力を振るう面前DVを含めた心理的虐待が2万6,415人、次に殴るなどの身体的虐待が6,792人で、ネグレクトが3,795人となって、強制性交が111人となっているので、今関係機関と連携しながらというふうに部長のほうから答弁がありましたけれども、この辺はそんなに内容については差異はないだろうというふうに考えます。

それと、どうしてもきぼうの広場というようなところの相談も含めての虐待の延べ数ということもありますので、育児や養育等がそういう内容も多く含まれている数字であるというふうに理解して、本当に県のほうの数字を今申し上げましたけれども、そのような数字ではないということ、少しほっとしたところです。

次に、児童相談所と連携しました335件の中で、一時保護となった件数と事件化した件数など、国のほうで要するに事件化した件数がかなりありました。摘発件数1,957件というふうにあったわけですが、そのような事件化したケースなど把握されている件数についてお聞きします。

昨今、たび重なる虐待に関する心が痛む悲惨な事件が発生していることで、市民の虐待意識の高まりや、2000年に法改正されました通告の義務などで、過剰な虐待に対する通告があるということも漏れ聞いています。例えば、赤ちゃんのお尻の蒙古斑なども、蒙古斑だということがわからない方にとっては、これは虐待による青あざじゃないかということで児童相談所に通告されたというようなことも聞いております。そのような過剰な通告がある一方で、茨城

県では摘発、先ほど日本全国での摘発件数を申しましたけれども、茨城県では641件で、昨年同期で130件の増となっているとのことでもあります。この辺については、牛久市においては、摘発とか事件化したものがあるのかどうかということについてお聞きしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 児童相談所と連携を図りました延べ件数335件の内容といましては、相談対応に必要な情報の共有や各関係機関の役割を確認するほか、児童相談所が受けた相談や虐待通告に必要な調査協力等の件数となっております。

児童の一時保護につきましては県が実施しており、市では件数及び事件化した件数の統計はとっておりませんが、一時保護となった児童につきましては、児童相談所を初め児童の所属機関や関係する機関と情報の共有や支援の役割分担を行っております。

また、必要に応じて、要保護児童対策地域協議会の個別支援会議を開催し、児童の御家族も含めて関係機関の協力のもとに、児童の安全が最優先に図れるよう支援を行っているところでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） ただいまの答弁ですと、一時保護する、要するに関係機関と情報を出し合いながら支援をするということですが、じゃあ児童相談所と市との役割の分担についてはどのようになっているのかというふうに思うわけで、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 児童相談所と市の役割分担についてお答えいたします。

市が児童虐待の通告を受けた場合、関係機関等からの情報収集を行い、緊急受理会議を開催し、対応方針を決定しております。対応方針に基づき、子供の安全確認を行った結果、子供本人が保護を求めている場合や、外傷が認められる場合、性的虐待が疑われる場合など、既に重大な結果が生じ、緊急に一時保護が必要と判断した場合には、市から児童相談所に送致を行い、主となる担当機関の変更を行っております。

また、市で継続的に指導や支援を行っても長期にわたりネグレクト等の状態が改善されないなど、市においての対応が困難な場合で児童相談所の専門的な支援が必要と判断した場合、児童相談所と協議の上、必要に応じて児童相談所への送致をしております。送致したケースは、児童相談所と引き続き情報の共有を行っており、児童相談所の援助方針に基づいて、必要な情報の収集や支援サービス等の調整を行っているところでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） それでは、学校におきましても相談件数が618件となっております。

ます。この相談の内容についてお聞きいたします。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 学校と連携しました618件の主な内容につきましては、虐待や養育の問題、不登校に関する事などで、子供の登校状況や学校での様子、家庭での生活状況等、子供の支援に必要な情報の共有や役割分担を行っております。

電話によるやりとりを行うほか、担当教諭が子ども家庭課に来庁し、子供の状況や環境についての把握を行いながら連携を図っているところでございます。

また、教育委員会を初めとした複数の関係機関と協議の必要性が生じた場合には、要保護児童対策地域協議会において個別支援会議を開催し、支援方針や方法を検討し、子供に対してよりよい支援ができるよう努めているところでございます。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） ただいまの御答弁から察すれば、要保護というような文言が出てきておりますので、学校においては貧困に起因するための問題解決等がやはり重要な支援の相談件数と理解しました。

学校で確認される虐待は、親の背景を理解しながら、そしてその理解した中でどのように支援をしたらいいのかというふうな検討を十分しているという御答弁でしたけれども、本当に一般的には言葉で言うよりもいろんな問題が絡まっているために、大変に支援も難しく、その虐待のメカニズムは、確かに親のエゴや親としての自覚の欠落、そのような親が多く、なかなか改善するまでには時間も労力も必要と考えます。子供の命と安全を一番ということで、そのような支援をしていただければと思っておるところです。

次に、虐待された児童を養育する環境の整備といたしまして、2020年度に虐待児童に対し必要な支援拠点を、教育と福祉との連携で強化するとのことですが、その具体的内容についてお聞かせください。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 子ども家庭総合支援拠点は、全ての子供とその家庭及び妊産婦を対象に、その福祉に関し、必要な支援にかかわる業務全般を行うために設置するものでございます。

業務の内容といたしましては、実情の把握、情報の提供、相談対応、指導及び福祉・保健・医療・教育等の関係機関との連絡調整等、必要な支援を行うものであります。

子ども家庭総合支援拠点を設置するためには、専門の職員の配置及び相談室、親子交流スペースを設けるなど、設置基準が決められておりますので、開設に向けて協議を進めているところでございます。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） 国におきましては、虐待防止体制の強化プランとして全国の児童相談所への増員2,890人を2022年度までに配置し、子ども家庭総合支援拠点を約1,700の全市町村において設置するとのことですが、国の対応は本当に遅くて、千葉県野田市の女儿虐待死事件が起きる前に、本来ならば児童相談所の職員の数をもう少し早くに前倒しでは言っておりますけれども、全国的にこの人数ではちょっと少ないのではないかというふうに思っているところでありますが、茨城県では2020年度に日立市と鉾田市にあります児童相談所の分室を格上げし、増加する虐待に対しまして迅速対応を目指すとして格上げされましたので、計5カ所の児童相談所となるわけですが、その児童相談所は現在120人体制から140人体制に増員するとのこと。これで茨城県の児童相談所の人手不足が少しは解消され、今までよそのところで起こっておるような悲劇が断ち切れることを切に願うところであります。

最後となりますが、里親、特別養子縁組の推進について質問をいたします。

親を失ったり、虐待を受けた子供たちにとりまして、里親制度や養子縁組は子供が家庭と同じく生活が送れる場として、牛久市でも積極的に市民への広報活動で、里親や養子縁組を推進してはと考えるところです。現在、欧米の主要国では、里親の家庭で生活する割合は5から9割とのことですが、日本は2割に満たないと言われております。

そうした中、厚生労働省は里親委託率を5割から7.5割に大幅に成立させたいとの方針です。このことを勘案しながら、さまざまな理由から親のもとで暮らすことができない子供たちが日本には約4万4,000人いると言われております。この中の子供たちが里親と子供のよい縁組ができれば、里親の家庭から得られる親の愛や、社会性や、家族、家庭からしか得られない知識など、人間形成に必要な多様な事柄を会得できるものと考えます。里親推進について御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（石原幸雄君） 保健福祉部長藤田幸男君。

○保健福祉部長（藤田幸男君） 里親制度は、児童福祉法の規定に基づいて、親の病気や離婚、失踪など、さまざまな事情により家庭で暮らすことができない子供や、虐待により保護された子供を一定の期間、家庭で預かって養育する制度となっております。

子供は安心できる家庭環境の中で、特定の大人と安定した愛着関係をつくることでさまざまな人たちと信頼関係を築いていく力をつけていきます。子供が健全に成長するため、里親制度は重要な役割を担っております。

なお、里親制度の利用につきましては、児童相談所において措置を決定いたします。また、特別養子縁組につきましては、子供の福祉の増進を図るために、生みの親との法的な親子関係

を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ民法に基づく制度となっております。

市といたしましては、里親制度について、広く市民の皆様にご存知いただくため、里親の制度や里親制度説明会について、チラシの配布や広報紙への掲載を行っております。また、主任児童委員、民生委員児童委員を初めとした地域の関係機関の皆様にご説明の機会をいただけるよう調整を行うなど、里親制度の普及啓発の促進に取り組んでまいります。以上です。

○議長（石原幸雄君） 黒木のぶ子君。

○16番（黒木のぶ子君） 本当に将来ある子供たちが幸せにその人生を送れるような、そのような環境をぜひ皆さんと一緒に協力していきたいと思っておりますし、ぜひ執行部の方たち、皆さんの場面場面で、やはり広報をぜひしていただいて、推進を図っていただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（石原幸雄君） 以上で16番黒木のぶ子君の一般質問は終了いたしました。

本日の一般質問は、これまでで打ち切ります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて延会といたします。御苦労さまでした。

午後4時34分延会